

参議院通信委員会會議録第二十九号

昭和三十六年六月二日(金曜日)
午後一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君

理事 新谷寅三郎君
手島 榮君
松平 勇雄君
野上 元君

委員 植竹 春彦君
柴田 榮君
寺尾 豊君
野田 俊作君
谷村 貞治君
久保 等君
鈴木 強君
光村 基助君
森中 守義君
山田 節男君
奥 むめお君

政府委員

郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君

郵政省電気通信監理官 松田 英一君

郵政省電気通信監理官 岩元 巖君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

参考人

全国電気通信労働組合中央本部調査部長 及川 一夫君

東京大学教授 阪本 捷房君

法政大学助教授 薄 信一君

高橋経済研 高橋 亀吉君
究所所長

本日の会議に付した案件

○公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

本日は、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、参考人の方々の御意見を聴取することになっております。

参考人の方々には、御多忙の中にもかかわりませず、わざわざ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。この際、それぞれの立場で、忌憚のない御意見をお述べ願いたいと存ずる次第でございますが、ただ時間の都合もございますので、各参考人の御意見の開陳は約二十分以内でということにしたいと存じます。後刻各委員からの質疑もあろうかと存じますので、またその際御発言願いたいと存じます。

それでは、はなはだ勝手ながら、御発言の順序を委員長に御一任願うことにいたしまして、まず及川参考人から御発言願いたいと存じます。お願いいたします。

○参考人(及川一夫君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、特に重要な関心を持っておりまして、特に関心を寄せる機会を与えていただきましたことに對しまして、委員長初め、各通信委員の皆さんに心から御礼を申し上げたいと思いま

す。私は、時間も限られておりますから、簡潔に申し述べたいと思っております。

まず第一に、この法案に對する私たちの立場を明かにしたいと思っておりますが、私はこの法案については、賛成で、きないという立場に立つものであります。その理由は、昭和二十八年度を初めといたしまして、第二次五カ年計画まで、電通労働者に加えられた合理化、さらに合理化が進められてきた経過、これが与える私ども労働者に對しての犠牲等を考えたときに、第三次五カ年計画、つまり全国即時網の完成という課題と直接関係のありますこの法案に對しまして、基本的に反對の立場に立たざるを得ないのであります。

御承知の通り、全国即時化の完成のためには、端局を主体とした現行料金体系では、電話の即時化を完成することは、事由のよしあしは別にいたしまして、事由のよしあしは別にいたしまして、実現でき得ないのであります。全国即時化のためには、まず第一に現行の端局を、ある一定の尺度をもつて半円格を描くか、あるいはまた行政区を主体にして、その中にある数集分局を設けることによってグループ料金制を実施しないと全国即時化はでき得ないのであります。さらにまた、そのことをやらなければ、料金そのものが不合理になってしまふ。こういう事実は私どもとしても理解をしておりますところでありまして、しかし、この計画といふものを実施いたしますと、現在の郵政委託局を含めた六千八百もある端局、つまり有人局が五百三十九の局に

しほられ、約六千二百六十局は人のいない局となってしまうのであります。従いまして、そこで働いておる電話交換の皆さんや、さらに機械関係の皆さん、その他の皆さん、そういった方々が配置転換なり職種転換なり、首切りといった形で現われることを私たちは見のがすことができないのであります。また、距離別時間差法の設定におきまして、これが全国即時化の前提であるという立場に立ちますと、先ほど申し上げましたものと同様私どもとしては見のがすことができない問題であります。結論的には、第三次五カ年計画と直接的に關連をした料金の改正でありますから、合理化そのものに對して公社当局がどのような政策を持ち、施策を持つか、このことが明らかにされなければ大へな問題であるというふうに私どもは考えておるわけであります。

このように立場から、この法案の内容について、今公社において立案中である第三次五カ年計画に直接的な関係があるという立場から、われわれとしては見のがすことができない問題だといふふうに理解しておるところであります。私どもは、労働組合本来の持つ任務といたしまして、労働者の利益を守る立場から、合理化問題については特に公社当局と団体交渉なり、あるいは話し合いの場を通じて、いろいろと話し合いをして参りました。しかし、今なおこの合理化によって生ずる私たちに對する犠牲の問題、さらには

その犠牲を食いとめる、犠牲を最小限度に食いとめるような施策、こういうような問題について明らかにされていらないのが現状であります。たとえば、諸先生方の中にもあるいは四国の地方から御出身の方がおられると存じますが、具体的な例として丸亀、琴平という合理化の問題一つとらえてみても、いかに労働者が犠牲になっておるかということを指摘したいのであります。それは丸亀の電話局は三十七年度に改式になります。琴平は三十八年度に無人局として改式になります。しかし、丸亀の改式の際には要員が余るといふ形において、数十人の人が配置転換され、さらに三十八年度に琴平が無人局になりますと、加入者がふえるということによって、丸亀の局が増員をされるという形をとります。昭和三十

七年に改式にされたときには、その丸亀の労働者が配置転換される。しかし、一年後になってみると、丸亀局に琴平局の人が、あるいはその他の労働者の人があつてきたという格好で、いわば居すわつてしまつていふことが起こるわけでありまして、私はこれは端的な一つの例だと思ひます。これは公衆の合理化計画そのものが、このういつた問題について、この辺の問題すらいわば解決がされない。だからいわば端的に言つて、サービス年度を同じにする、こういうことであるならば総合的な要員措置計画の中でこういう問題が処理されるのではないかということでありまして、しかし、このことす

ら、ことしの団体交渉の、この春におけるいろいろの話し合いの中でも問題が解決されずに、現在公社側としては第三次五カ年計画の中で考慮する、こういう形になっておるのであります。しかし、私どもとしては、こういう問題が明確にならないうちに、その基礎となるこの法案が決定されるということについては、今まで繰り返された労働者の犠牲、合理化の矛盾、こういうものを必ずや私たちに押しつけてくるのではなからうか、こういうふうに理解するわけでありまして、こういう立場から私どもとしてはこの法案に対して賛成できないということが第一点であります。

もちろん、私たちがいたしましては、合理化の問題について、すなわち自動化なり機械化という問題について反対をするという考え方は毛頭ございせん。自動化や機械化によって世の中が便利になったり、すべての人々が住みよくなるという、その事態について私どもも反対いたしません。また、反対できるものではないと思うのであります。問題は自動化なり機械化なり、それを実施する目的、すなわち利用の仕方について私どもとしては反対の意見を持つておるわけでありまして、つまり、自動化や機械化を、公共性という美名にかくれて、国民のための電通事業であるものが、大都市と中小都市の格差あるいはまた金がなければ電話はつけられない、電話を持つていない人たちの階層の分布状況なり、電話のない農漁村というものが今なお存在してあるという事実から言つて、現在の、あるいはまたこれから推し進められようとする合理化のねらいは、一部の階層の人

のために電通事業というものが切り開かれ発展していくことになるのではないかと。一部の人のための電通事業に化してしまふことについて反対をしたい、こういう立場であるということ、十分御理解をお願いしたいと思います。

さらにまた、私どもとしては、合理化そのもの、自動化、機械化に反対しないという立場でありながらも、労働者に対して実質的には首切りというものが生じたり、配置転換や職種転換という形で、しかも二回も三回も住居の変更を伴つた配置転換の強要、通勤時間の拡大等が行なわれることは、一口に言つて労働者の犠牲を前提とするような自動化、機械化の利用の仕方について反対しているということもあわせて皆さん方の御理解を得たいところであります。こういう立場でありますから、私どもとしては、決して世上言われるように、合理化そのものの自動化、機械化そのものに、社会のいわば発展に逆行して反対しているなどという批判は当たらないと思ひますし、また諸先生方もそのように御理解されたいと思ひますので、このことを十分御理解をお願いしたいというわけでありまして、私たちがこのような立場から、労使間におきまして、合理化に関連する基本的な了解事項というものを結んでおります。その中では、特に強調されておりますのは、前の国会でもいろいろ御議論がありましたように、合理化の進展に伴つて労働条件というものを向上させるということ、こういうことを約束し合つております。しかるに公社側としては、後ほど御質問等があれば詳しく述べたいとは存じます

が、これが実施を待つておられるというものが現状ではないかというふうな考へております。もちろん、全く賃金が上がらない、あるいは職場の労働条件がよくなるというところはいいと思ひます。改善は、少なくとも昭和二十八年なりあるいは終戦時に比べるならば改善はされてきているというふうな理解するのでございまして。しかし、そのことは電通の企業体とその他の企業体、特に合理化というものが全職種にわたつて、全企業体にわたつておおいにぶさつておられるという、こういう特殊な企業体というものをながめた場合に、これまで改善されたときと比べてきた労働条件の内容というものが、はたして基本的了解事項に適合する内容であるかどうかということについては、私どもとしてはいささか疑問を持つてものであります。

以上私は公衆電気通信法の一部改正に對しての基本的な反対理由を申し述べたわけでありまして、私たちが自分たちのだけの利益のみを主張しようとは思ひません。公共性を有する電通事業が国民のための事業になることを念頭に置きつつ、事業の民主化なり大衆化については、事業研究会議等を労働組合の手でもつて開催し、年に数回も集まりまして、いろいろな討論を行なつておりますし、それなりの努力を払つておるつもりであります。かなり私たちがこの中で検討し、また問題と思はれる点については、この法案自体が持つ問題点を次のように指摘したいと思ひます。

問題点はいくつかありますけれども、集約をいたしまして五点到しほりたいと思ひわけでありまして、その第一

点といたしましては、現行の料金そのものの根本的な問題が解決をされていらないという点を指摘をしたいのであります。まず一つには、料金そのものが高いということでありまして、これは公社当局の幹部の方が書かれた本の中に書いてあるわけでありまして、その本の名前は「日本資本主義の発展と電信電話産業」という本で、それに書いてある中によりまして、現行料金七円が高いということは政治的な料金である、この料金が二十八年にきめられる際に、提案として十円という案と最終的に七円にきまつたといういきさつ、つまり私どもからいつて、一口に政治的な料金ではないか、こういう立場、さらにまたその中で、五円の料金でも十分電信電話事業は採算がとれるということも指摘をされておる事業を見のすわけにはいきません。さらにまた、実体的な問題といたしまして、私どもが私どもの持ち得る調査活動の中で、九州の小倉電話の苦情の内容というものを分析しました中で、四四％もが料金が高いというところを指摘されているのであります。私たちがこういう料金そのものが高いという事実について、もちろん、しかれば何円がいいかということとは持ち合はせはいたしておりませんが、私どもので得る限りの努力の中で今後とも明らかにしていきたいとは思ひますが、問題点としてこの点を指摘したいのであります。

それから第二点といたしましては、建設資金そのものが二重取りになつておるのではないか、こういうことを指摘をしたいと思いますのであります。御存じのように昭和二十八年の料金改定の際には建設資金、補修費の一部、減価償却費、こういったものを含めて料金の大幅な値上げをしなければならぬということ、そのことがきめられた経緯は御存じの通りだと思ひます。従つて現在の料金そのものについては建設資金、つまり設備負担というものが含まれて料金というものが私どもはきめられておるものであると、こういうふうに理解をするわけでありまして、従ひまして、昨年きめられました設備負担法の中でいう設備負担金の問題について私どもがとらえた場合には、当然これは建設資金の二重取り、いわば電電公社としてはこれでも建設資金が足りないから、設備負担法でいかに建設資金を取り立てようとする二重取りの政策ではないか、こういうふうな私どもとしては考へるわけでありまして、

さらに第三点の問題といたしましては、今料金問題について建設資金が含まれておる云々ということがありますけれども、しからば電電公社が言つておるように四十七年までに合理化が終つた場合に、電話料金というものはどのようになるかということが明らかにされていなければならぬと思ひます。私どもは、おそらく国民の皆さんもそれを知りたいところだろうと思ひます。四十七年以降も現行の料金というものが持続をされるならば、現状明確になつておる点だけでも三十六年度には五百七十億もの増収になる。こういうことが、四十七年以降は大へんな数字になるのではないか、むしろ公共性という使命からいふならば、国民に還元をされるべきだということが当然問題に

は、合理化の問題について、すなわち自動化なり機械化という問題について反対をするという考え方は毛頭ございせん。自動化や機械化によって世の中が便利になったり、すべての人々が住みよくなるという、その事態について私どもも反対いたしません。また、反対できるものではないと思うのであります。問題は自動化なり機械化なり、それを実施する目的、すなわち利用の仕方について私どもとしては反対の意見を持つておるわけでありまして、つまり、自動化や機械化を、公共性という美名にかくれて、国民のための電通事業であるものが、大都市と中小都市の格差あるいはまた金がなければ電話はつけられない、電話を持つていない人たちの階層の分布状況なり、電話のない農漁村というものが今なお存在してあるという事実から言つて、現在の、あるいはまたこれから推し進められようとする合理化のねらいは、一部の階層の人

のために電通事業というものが切り開かれ発展していくことになるのではないかと。一部の人のための電通事業に化してしまふことについて反対をしたい、こういう立場であるということ、十分御理解をお願いしたいと思います。

さらにまた、私どもとしては、合理化そのもの、自動化、機械化に反対しないという立場でありながらも、労働者に対して実質的には首切りというものが生じたり、配置転換や職種転換という形で、しかも二回も三回も住居の変更を伴つた配置転換の強要、通勤時間の拡大等が行なわれることは、一口に言つて労働者の犠牲を前提とするような自動化、機械化の利用の仕方について反対しているということもあわせて皆さん方の御理解を得たいところであります。こういう立場でありますから、私どもとしては、決して世上言われるように、合理化そのものの自動化、機械化そのものに、社会のいわば発展に逆行して反対しているなどという批判は当たらないと思ひますし、また諸先生方もそのように御理解されたいと思ひますので、このことを十分御理解をお願いしたいというわけでありまして、私たちがこのような立場から、労使間におきまして、合理化に関連する基本的な了解事項というものを結んでおります。その中では、特に強調されておりますのは、前の国会でもいろいろ御議論がありましたように、合理化の進展に伴つて労働条件というものを向上させるということ、こういうことを約束し合つております。しかるに公社側としては、後ほど御質問等があれば詳しく述べたいとは存じます

が、これが実施を待つておられるというものが現状ではないかというふうな考へております。もちろん、全く賃金が上がらない、あるいは職場の労働条件がよくなるというところはいいと思ひます。改善は、少なくとも昭和二十八年なりあるいは終戦時に比べるならば改善はされてきているというふうな理解するのでございまして。しかし、そのことは電通の企業体とその他の企業体、特に合理化というものが全職種にわたつて、全企業体にわたつておおいにぶさつておられるという、こういう特殊な企業体というものをながめた場合に、これまで改善されたときと比べてきた労働条件の内容というものが、はたして基本的了解事項に適合する内容であるかどうかということについては、私どもとしてはいささか疑問を持つてものであります。

以上私は公衆電気通信法の一部改正に對しての基本的な反対理由を申し述べたわけでありまして、私たちが自分たちのだけの利益のみを主張しようとは思ひません。公共性を有する電通事業が国民のための事業になることを念頭に置きつつ、事業の民主化なり大衆化については、事業研究会議等を労働組合の手でもつて開催し、年に数回も集まりまして、いろいろな討論を行なつておりますし、それなりの努力を払つておるつもりであります。かなり私たちがこの中で検討し、また問題と思はれる点については、この法案自体が持つ問題点を次のように指摘したいと思ひます。

問題点はいくつかありますけれども、集約をいたしまして五点到しほりたいと思ひわけでありまして、その第一

なるのではないか、このことが明らか
にされないで、今の電通事業の実態か
ら建設資金が必要だということなど、
そういったことが必要だということだ
けで、この法案という問題について公
社当局がこのままこのところ解決を
されるということとは、きわめて問題が
あるのではないか、このように考える
わけでありました。

大きな二点といたしまして、内容的
な問題として、単位料金区域の設定の
問題であります。これは、これを実施
することによって当然グループ料金制
というものがしかれるわけでありま
す。従いまして、先ほど申し上げまし
たような特に女子交換、女子労働者
に対しての配置転換、職種転換という
問題が起きます。配置転換、職種転換
というものに應じられなければ当然退
職をしなければいけない、こういう内
容になります。御存じのように日本の
女子労働者は、きわめて長い間の封
鎖の歴史がありまして、なかなか土地
から離れることが出来て問題にな
ります。しかも電通事業の大半はこ
の電通の女子労働者が占められる。し
かも合理化の対象になるものが女子
労働者であるということも考へてみた
場合に、私どもとしてはまずこの辺の
策というものがいかにあるべきかとい
うことについての方策というものが明
らかにされなければならぬのではない
か、このように考えます。

回七円になっております。しかし二十
三区以内ということになります。大へ
んな大きな広大な土地になります。御
存じのように東北の仙台市は世田谷と
同じ規模の都市であります。仙台市の
中は七円でやっておりますけれども、
それ以上は市外通話として十円、二十
円と加算されていくのが現状でありま
す。従いまして、単位料金区域とい
うものを設定するならば、少なくとも大
都市と中小都市——非常に範囲の關係
で、少なくともわれわれとしては単位
料金区域内は一回七円という原則を打
ち立てるべきである、このように私ど
もとしては考へておるわけでありま
す。また、準市内通話制度が採用され
ることによって、特に隣接する局間の
矛盾というものが若干なりとも解決し
得たというところは喜ばしいことだと思
います。しかしながら、問題は単位料金
区域における局間では、従来十円で
三分通話ができたものが、今度の一分
七円というやり方でありまして三分で
二十一円というふうになる結果が生じ
ます。現在の通話の内容を見ますと、
三分、四分というものが大半を占めて
いる、こういう現状からするならば、こ
の点からいって料金の値上げになるの
ではないかという私どもは分析をする
わけでありました。

大きな三点といたしまして、ダイヤ
ル即時通話と待時通話の關係でありま
す。公社はこの法案の中で、待時通話
については、交換価値としてサービス
の提供がダイヤル即時通話という回線
価値との關係から非常に大きいとい
うことを指摘をいたしております。従
って待時通話の場合には特急、至急、普
通、こういう料金の体系の中でそれ
なりの料金を課しておりますけれども
も、私どもはサービスがどれだけ国民
に対して提供されるか、こういうこと
の關係では、通信事業である以上正確
と迅速というものが前提になると思
います。従って、一般常識としては、手
動台によるより自動による回線のやり
方の方がきわめて正確であり、早い
というところは、私どもとしては一般常識
として認めるを得ないと思ひます。
従いまして、そういう意味からい
うならば、待時通話の方はダイヤル即時通
話よりも料金が安く、ダイヤル即時通
話の方が料金が高くなければならぬと
いうことが理屈の上で出てくると思
うわけでありました。もちろんダイヤル即
時通話の料金がいかにあるべきかとい
うことは問題になる点であります。こ
の点は第一点との關係で私たちは考へ
ていかなければならぬのではないか、
このように考へておるわけでありま
す。

それから大きな第四点として問題と
したいことは、基本料金の問題であり
ます。基本料金については、現行でも
級別の区分をやっておりますが、今回
の法案の中身の中では、この級別区分
の改定を実施いたしております。この
中で特に東京はさつそくこれを実施す
ることによって百円の値上がりになる
ということが一つ、さらに準市内通
話制度の特例として、先ほど申し上
げました隣接する局間の問題が解決を
されましたが、そのことに關係をし
て、隣接した局の加入者数を十分の一
自局の加入者数として行なうため、こ
れが級別区分との關係では一級上位の
級になったり、二級上位の級になつた
りするため、基本料金が上がるとい
う問題があります。私どもは、このこと
については、級別区分を全くなくすこ
とがいかにどうかということにつ
いては、全くなくすことにはないし
も、少なくとも級別の区分というもの
をもつと縮小すべきではないか、こう
いう考え方を保持しているわけであり
ます。そしてその級別における格差とい
うものをできるだけ少なくすることに
よって、平等のサービスというものを
国民に提供すべきではないか、こうい
う立場に立ちたいと思つておるわけ
であります。

それからまた第五点として、三十億
の減収になるという問題を公社はとら
えております。で、私どもとしては、
少なくとも基本的な問題として、現行
水準を維持するといふ公社の主張であ
りますから、さらにまた法案の内容を
見ますと、市外通話の場合も、自動即
時通話あるいは手動即時通話という問題に
ついては二五％あるいは一％金額に
おいて引き上げをいたしておる、こう
いう内容を見た場合に、まず觀念的か
は知りませんが、三十億の減収になる
ということは考へられないのでありま
す。具体的に三分制ということ前提
にして、現在公社が提案している秒数
七円というものを二、三の区間に適用
して計算をいたしてみますと、たとえ
ば東京—大阪間においては、現行三分
制二百九十円でありまして、秒
を三分に引き直していきまして三百十
八円という電話料金になる。さらに東
京—静岡間においては現行二百二十
円が二百四十円になる。東京—金沢間が二
百二十円が二百四十円になる。東京—
広島間が三百八十円であるものが四
百二十円になるといふ結果を招来する
ものであります。もちろん内容には一
部料金そのものが値下げになった部分
は確かにあると思ひます。しかし總体
として私どもは考へた場合に、三十億
の減収になるかどうかということにつ
いてはきわめて疑問とせざるを得ない
し、さらにまた、私どもの三十四年度
の決算というものを裏返しをしてい
う計算をいたしてみますと、少な
くとも三十五年度、三十六年度では一
・六％の増になるのではないか、こ
ういふことを私どもが分析をした内容
として持っている点であります。

この法案の問題について、以上簡単
に問題点を指摘いたしましたけれども
も、私たちは電通事業の発展、国民各
位に対してのサービスの向上は、その
やり方において根本的に相違するもの
でありますけれども、心からこいね
がっておるものであります。また、私
たちもそのために懸命に努力いたす所
存であります。諸先生方においても十
分この点を御検討を願ひ、私たちの考
え方も参考とされ、国民各位、さらに
私たちも喜んで賛成し得る法案の根本
的検討をお願いし、求められた意見に
かえる次第であります。以上でありま
す。

○委員長(鈴木泰一君) ありがとうございます。
次に、阪本参考人より御発言願いま
す。

○参考人(阪本健男君) 私は今まで技
術畑を歩いてきたものでございませ
うで、そういう観点から今度の法案につ
きまして、意見を申し述べたいと思
ひます。

今度の法案の骨になっております一
つは、距離別時間差法の問題だと思
う

のであります。御承知のように電話はその加入者自身に与えられ、その設備のみならず、加入者に共用に与えられております設備が多々あるものであります。それを支配いたしますのは、一つは距離の問題だと思ひます。もう一つの点は共用の装置でございますので、その共用の装置をただでその人が専有しておるかという点で、その人に対する料金が考えられるのが至当に思ひます。そのいづれを一定して問題を考えるかという点につきましても、今度は時間の方でこれを解決しようというのがその趣旨だということに了解しております。もともと時間の測定は、私ども物理的の量といたしまして大へん精密に、正確に測定できる一つのものでございますので、それを基準にものを考えるというのには、考え方の思想としては大へん正しいと思ひます。であります。にもかかわらず、従来そのような方法がなせられておらなかったかというの、その交換方式の問題があつたと思ひます。このたび自動即時の問題が解決されます時、間におきましては、その計算の基準を時間にとるとする姿は、もともとそうあるべき姿に反つたものであるというように考えられます。従ひまして、このたび法案に盛り込まれた考え方に従ひましては、私といたしましては大へんいいやり方であると思ひますので、距離別時間差法をここに御取り入れになります法案につきまして賛成の意を表したいと思ひます。

次に、グループ制の問題がございしますが、グループ制の問題につきましても、現在の電話の中継線は、個々別々に中継されているわけではなく、ある

まとまつた形で集中されているわけでありまして、集中された形によるグループングの間の距離をはかつていくということ、技術的に見ても合理的のことであり、その測定方法をグループによつて解決なさうということ、今度の御案は大へんけっこうなことだと思ひます。この点は、課金の問題につきましても、現在承りますと電電公社はそこの方式の御検討中というのでございしますが、できるだけ課金の機器を簡單化し、そしてその精度を上げ、かつそれを設置するに必要な工事を少なくする。このことは同時に、おそろく利益を上げることになると思ひますので、こゝういふような観点からグループ制を採用することには大へんけっこうなことだと思ひます。それは距離の測定をあらかじめいたしまして、それを基準にしてこのたびの案は時間をきめるわけでございますが、この距離の測定をこのたびは直線距離できめる、このようないことが法案の中にあるようでありまして、この点につきましても、私ども技術面から見ますと、ここ数年、十年足らずの間に、市外電話につきまして異常な発達をしておりますのは、いわゆるマイクロ波でございます。これは道路に沿つて伝播するものでなく、二点間の直線距離によつて伝わっていくものであります。従ひまして、そのはかり方におきまして、現在の技術に適合した、近いようなものとしていくという点は、考えの基準としてけっこうな方法だと存するものであります。この点につきましても私は賛成の意を表したいと存じます。

なお、こまかい諸種の点、たとえば単位料金区域内の問題あるいは準市

内の問題等があるようでありまして、それらが全部七円の基準になつて物事が進められている。これが一つの重大なところだと思ひます。従ひまして、このすべての課金制度を七円を基準にして全部行なわれることは、七円の倍率で物事が解決できるという点は、課金の機械から見ても、この簡素化に對して大へん貢献をするものだと思いますので、これを他の金額にするにはかなり問題があるように存じます。従ひまして、これを七円で割り切つておられるという点は、私としても大へんよろしいことであると思ひます。なお、全国通リダイヤルになる前提といたしまして、この三分、三分及び三分、一分の問題があるようでございますが、これは現在の通話程度が将来も同じであつたと仮定いたしますれば、現在三分以内でかけておる方は、今度は三分の料金を払わなければ、今度は三分の料金を払わなければ、今度の結果として値下げになるという数字が出ておると思ひます。それが、それに対しては、非常に計算的にも論議があると思ひますけれども、その方面の専門家の計算によりまして、その結果は、従来のものの値上げになるのではないというようにことを出しておられるようであります。それは私が数字の末端まで計算したわけではございませんけれども、そのような結果が出てくるのは不思議ではないというふうな気がいたします。それにつきまして、特にお願いしたいと思ひます。従来存在しておつたものをあつた程度技術的に手を加えなければいけないという点がございしますので、手

加える部分ができるだけ少ない時期に

おいてこれを実行することが重要だと思ひます。もし、できずなら、電話が日本に発生したときに、すでにこゝういふことがもたらされておつたならば、その設置は非常に簡単にいくと思ひます。従ひまして、そのいふことが、それはただ仮定でございまして、そのようないことが実際にないわけではございませんから、できるだけ早くこれを御実現願つて、将来のいい姿にできるだけ早く持つていくような準備をし、それに要するむだな費用ができるだけ少ないようにする、この点が今度の法案を御審議いただきます場合に一つの重要な点だと存じますので、その点の御配慮をいただきます。こゝに考えられております内容のことがいい姿で早く、そして私ども即時に日本全国に電話をかけるようになるという日が、割合早くくるだろうという点を期待する次第でございします。

○委員長(鈴木恭一君) ありがとうございます。次に、薄参考人に御発言願ひます。○参考人(薄信一君) 法制大学の薄でございします。公衆電気通信法の一部を改正する法律案の御審議にあたりまして、御参考までに若干の意見と申し上げます。感想を申し上げてみたいと存じます。

言うまでもないことでございしますが、わが国の電信電話の普及と利用の程度は遺憾ながら、はなはだおくれた状態にございします。事、電信電話に關しては、中進国どころか後進国と申しても言い過ぎではないと思ひますので、

ます。こゝういふような後進国的な状況、電信電話の状態は、日本経済が今後高度の発展を遂げていくためには大きな障害となるものであります。幸い昭和二十七年にわが国における第三番目の公共企業体といたしました日本電信電話公社が発足いたしました。翌二十八年から第一次五カ年計画、三十三年からは引き続き第二次五カ年計画が立てられます。これも途中で拡大修正されるというふうな調子でございしますが、電信電話の復興と拡充あるいは発展というものが着々と実施されて参つたのでございします。私は経済の神髄ともいふべき、また生活の必需品ともいふべき電信なり電話が、いまだ不十分ではございしますけれども、こゝまで復興、拡充あるいは発展して参りましたことを心から喜び、電信電話の今後に大きな期待を抱くものでございします。ところで、ただいま御審議中の法案は、このようない方向へさらに一そう電信電話を拡充、発展させるために、電信電話料金のうち、特に電話料金の体系を合理化いたしまして、今後の拡充発展に便利なるように料金体系を是正しようとするところに重点があるかに存じられる次第であります。

とは必要であらうかと存するのであります。ただ、それだけに料金体系の合理化は慎重に行なわれる必要があります。もとより、法案は慎重な御調査の上、十分にその影響なり効果を検討されて提出されたものと信じているのでございすけれども、私は、この法案が料金体系の合理化の前提となります料金水準あるいは料金そのもの、こういうものの検討に及んでいない、そういうことをはなはだ残念に思っております。体系と水準は一応別個の問題である。別々に議論すればいいではないか、いずれが先だということとは別でないのだ、そういうお考えももちろんあり得るわけでありすし、そういうことも考えられるのでありますけれども、利用者の側から申しまして最も問題となります、あるいは問題としなければならぬ料金水準の問題に触れることなく、もっぱら経営的な立場から料金問題を取り上げられますことは、年々日本電信電話公社が加速度的に多額の利益金を出している、こういう現状では、特に私は釈然としないものを感ずるのであります。適正な合理的な電話料金とは何であるか、現在の料金水準は一体合理的であるのか、あるいは合理的でないのか、こういうような根本的な問題を抜きにいたしまして料金体系だけを合理化いたしましたとしても、それが公共企業としての本来の合理化であるのか、はなはだ問題があらうかと思ひます。体系の合理化によりまして、加入者あるいは利用者相互の負担の不均衡はある程度是正できるでありましようし、また拡充発展のための障害も少なからず除去できるでありましようが、加入者あるいは利用者全体

の過重な負担と申しますか、そういうものは是正できない、こう思ふのであります。御存じのように現行の電話料金には、今後の電話拡充に充てられる建設資金、そういうものも含まれております。これだけではなくて、電話架設にあたりましては設備料と過大な債券の負担が条件となっております。公共企業は、このような過度の受益者負担を国民に義務づけるものではないか、このように不合理こそ是正すべきものの第一に位するものであります。電話がほしい、そういう気持、電話は便利だという国民の声、こういうものには便乗いたしまして、適正を欠く料金あるいは受益者負担制度の是正合理化を優先的に考慮しないようでは、公共企業としての資格がないとさへ思うのであります。また私は、公共企業だからこのようなことが許される、そういうものでありますならば、いっす電話を民営にした方が公共の福祉に役立つのではないかとさへ思っている次第であります。このような問題の再検討が法案の前提といたしましてぜひほしいところであります。

次に、今回の法案は、料金収入に變動を生じさせないことを建前といたしておられます。この点に關しましては、料金水準を根本的に再検討し、全体的に値下げになる、そういうことが望ましいのでありますけれども、全体として値下げになることもないが、値上げになることもない、このように説明されております。これは公共企業としての電気通信事業が、収入を第一義的に考へていることの一つの現われであると思ひますが、ともかく、全体として

値上げにはならないものでありますれば、それはそれとしてけっこうであります。私はこの点に關しまして、ただ若干の疑問を持たざるを得ない、そう思ひます。

第一に、広い意味での料金問題といひまして、基本料が上がるのではなく、いかということがあります。電話取り扱ひ局の種類、いわゆる級別区分の改定によりまして、東京で値上げになることははつきりといひしてあります。が、準市内通話制度の開始に伴ひまして、級別区分が変更されて、何ほどかの基本料金引き上げといふものがそこから生じてくるのではないか、私はかように考へております。また、これと関連いたしまして、自動化による度数制の開始、新たな基本料の徴収が生じて参ります。もとより、度数制の適用にあたり、定額使用料と基本料との比率を勘案することになっておりますが、電話利用の趨勢から申しまして、加入者の料金負担は決して軽減されるものではなく、むしろかなりの負担増となるものと思はれるのであります。

第二に、市外通話におきまして、自動即時の場合、距離別時間差法で参りますと、三分通話で二五％、自動即時の場合、三分、一分制で参りますと、同じく三分通話で一〇％の値上げとなつております。課金距離の算定方法が改定されますので、一がいには申せないのでありますけれども、大体このような値上げとなるのではないかと申されます。つまり初めの三分は確實に値上げされるのであります。ついでに申し上げておきたいのであります。が、市外通話におきまして、自動即時

では通話時間が三分以内で、短ければ短いほど安くなることになっております。ところが、自動即時では三分以下は安くなつて参りません。これは待時通話でも同じであります。かけ方によつては安くなる、私の手元に送られて参りました文書でもこのようにPRが行なわれていような次第でありますけれども、自動即時と自動即時、それに待時では、かけ方を区別しておかなければ、かけ方によつては高くなる、そういう心配がございします。加入者なり利用者は、とうていこのような電話の使い分けをするとはできません。三分以上の通話につきましては、値上げになる場合もあり、値下げになる場合もございしますが、基本料金が値上げであることは明らかでありますから、おそろく全体としては値上げとひといひ結果が出てくるのではないかと、私はこのように考へております。少なくとも減収を来たさない細心の配慮が先立っていることを明らかにしておきたいと思ひます。

第三に、単位料金区域の問題でございします。全国で約六百の予定とのこととございしますけれども、法案の四十五條の二によりまして「単位料金区域を定める場合の基準その他必要な事項については、その決定は郵政省令によることになつております。手続的に、あるいは運用の必要からこうなつたものと存じますが、料金の上から、加入者負担の均衡からも、これは今後大きな問題となるのでありますから、できますればそれを定める基準について、そのあらかたの内容だけでも示していただけたら幸いと思ひます。また、単位料金区域の設定

の具体的作業にあたり、これを公示することになつております。公社は設定の作業に、加入者あるいは利用者の代表の意見が反映するような制度的措置をとるべきであらうかと存じます。これも法律に示していただきたいものだと考へております。

私は今回の電話料金体系の合理化の前提といたしまして、料金水準の検討が必要である、こういうふうに申し上げ、また、今回の電話料金体系の合理化が明示されてはおりませんが、料金の実質的な値上がりになるのではないかと、少なくともそういう危惧を抱かざるを得ないといふことを申し上げました。電信電話は経済の発展に、また、国民生活の向上になつてはならないものであります。今後大いに拡充発展させていかなければならないものであります。日本電信電話公社は公共企業体といたしまして、事業運営にあたりまして、常にその公共性を第一義的に考へ、上質低廉な電信電話サービスの提供に専念していただかねばなりません。そこに働く従業員が労働基本権を制限されている、こういうことも、その公共性のためとされておるわけでありす。電話需要の逼迫に便乗した形で、これ以上に料金を値上げするようになつてはなりませんし、採算を第一にいたしまして、大都市中心のあるいは大都市を中小都市に優先させるようなことがあつてはなりません。また、その拡充発展を急ぐあまり、わが国の経済の順当な発展、国民生活の向上の水準と不均衡に陥ることがあつてはならぬと存じます。すでに電話は大衆のものとなりつつあります。電信電話事業の公共性は今後ますますはつ

きりとさせていく必要があります。
私はこの念願と期待から、ただいま御審議中の法律案につきまして、若干の意見と感想を述べさせていただきます次第でございます。

○委員長(鈴木恭一君) ありがとうございます。終わりに、高橋参考人をお願いいたします。

○参考人(高橋亀吉君) いろいろ他のお三人の参考人の方から御意見が出ましたが、電話に対して私も国民が長い間願望していたことは、電話が電気のようになり、申し込めばすぐ引いてもらえるようになつてほしいと、こういう点それから、全国どこでも市内と同じようにすぐ通話ができるようにしていただきたい。われわれがテレビを見ておつても、外国はすぐサンフランシスコからシカゴ、ニューヨーク、すぐ電話が通ずる、ああいうふうにしてもらいたい。それから、国民のすべてが電話を利用し得るようによつてもらいたい、そういうことであつたのであります。

これらの点は、最近かなり一時に比べると改善されておるようでありますけれども、ただいま薄さんのおっしゃるように、諸外国に比べるとずいぶんまだ水準が低いのであります。できるだけ早くこういう目的を達成してもらいたいと念願しているものであります。その立場から言いますと、今度の公衆電気通信法の一部改正の法律というものは、その目的を達成する第一の段階として、ぜひ必要なものを含んでおる、そういう性格のものだ、そういうふうには私は思ふのであります。

私、経済評論家として、第一の根本の問題だと考えておりました点は、今申

しましたような目的にわれわれの願望を達するともに、同時にサービスをよくしてもらひ、それにはこういう改革が必要であるかという点が第一に私が考えた点であります。ところが、現在の手動を中心とした料金体系というものは、とてもその目的に沿わない。これでは非常なじやまになる。ぜひ自動通話を基礎にした料金体系を作る必要がある、それは私も認めざるを得ないのであります。何しろ今の手動では、即時通話の地域は別でありまして、電話をかけたやうとすると、いつ通話するかわからない。ずいぶん待たされて、当てにならない。いつごろまでに用が足せるか足せないかわからない。急を要するところは電報と一緒でやっておかなくちゃとちよつと安心ができない。これをぜひ手動を、自動を基礎にした料金にする必要がある、こういうところが第一の問題の点だと思ふのでございます。

次には、今度の改正につきまして考へねばならなかつた点は、社会環境が非常に変化しまして、いわゆる東京とか大阪とか、あるいはその他の地方を入れたら、つまり都市生活といふものが非常に大きくなった。この結果当然経済的にも社会的にも一つの都市圏内であるにもかかわらず、それが市外通話という取り扱いで、通話も不便だし料金も高い、それを現在の状態に適合した料金体系に作り変える、そういうことが必要である、こういう二点から料金体系を考える必要があるということとを認めざるを得ないのであります。と申しますのは、今申しましたように、われわれ申し込めばすぐ電話がで

きるだけ早い機会に引かれるようになつてほしい。全国どこへでも通話ができるようにしてもらいたい。それから国民の大多数が電話を持つようになりてほしい。それには現在の手動を中心としたシステム、電話では、どうもその目的は達せられないわけでありまして、ぜひとも自動に改める必要がある、こういうことになるわけでありまして、ところで手動のままで加入者がだんだんふえてきますれば、通話が多くなり、その交流が非常に複雑になるために、非常に設備と非常な人々を要求する。これでは非常に高いものにつきましますし、なかなか電話の普及はできない。国民が安く電話を引けるようにはなかなかならない。そういう意味からぜひ手動を自動にしなければならぬ、こういうことになりました。その上に、今申しましたように、手動では交換台や交換要員が非常に多くかかるばかりでなく、庁舎が非常に大きなものが要る。私専門家ではないのでわかりませんが、私もそれをなぜ必要かといふので審議いたしました過程において、公社から聞きましてところによりまして、自動と手動とでは庁舎のスペースが約十倍、十対一違うといふこととなつてあります。そういうことを考へると、どうしても自動に進むほかにいとすれば、従来の料金体系が手動を中心としたものでありますから、これをどうしても自動を基礎にした料率に変える必要がある、こういうことになるわけでありまして、まあそういう要求から、すでに今まで言われておりますように、料金の体系というものがいろいろの面において改正される必要がある。これについては他の三参考人い

るものと異議はないように承りました。私も今そういう意味において料金体系の改革はぜひ必要であり、やるべきであるという考えであります。次の問題点は、ただいま薄さんから御指摘になりましたような料金水準の問題なのであります。この問題にわれわれ案を委員会が研究しましたとき、全く無視していたわけではないのであります。当然この問題は審議し、私も考えたのであります。現在公社の建設費が千七百億円、そのうち約五百億円が減価償却から支出されておるものでありますから、この現状を認めて、いわゆる料金の体系の改正をするかしないかといふこと、要するに現在の収入が減りかねないといふことを認めるか認めないかといふことは、当然大きな問題なのであります。私は、私自身考えたのであります。この問題は、今までの御論議——反対の御論議を伺いますと、現在の加入者、加入している人の利益というものが非常に強く見られております。ある意味においては現に加入している人の利益を中心にして考へられてゐるものがあるいは言ひ得られないこともないと思ふのであります。しかし問題はそれに劣らず、現に電話が利用できる人が非常に多くあるといふことです。現在のシステムでも約八十萬、八十萬の方が出たわけでありまして、実際問題として、現在、財政投資百七十億あるわけでありまして、ほかの方面の要求が大きいといふことを考へてみますと、財政投資によつてこの問題が

の大きな公共体としての公社の大きな任務である。われわれが料率を考える場合にはこの点を十分考へるべきである、そういうふうに考へたことが第一点であります。

第二点は、同じく建設費が、今申しますように、年間五百億円の利益金が入つておるといふことも、その六割までは現加入者のサービスの向上になる性格のものである、こういうことである。それはできるだけ早く即時通話を普及する、あるいは通話自体の秩序をよくするといふことになりましよう。同時に、いま一つは、加入者が現状よりふえれば、それだけ現在の加入者の効率は大きくすることなのであります。要するに問題は、表面の料率を下げるか下げないかといふこと、その質をよくなるかよくしないかといふこと、二面あるわけでございます。これは物価の場合でも、賃金の場合でも同じだと思ふのです。賃金がかれば、上がりまして、内容が悪くなれば、上がったことにはならないでしょう。そういう意味において、賃金と料金の問題、これを相互に考へるべきだ、こういうふうに考へるのであります。もう一つ、未加入者をできるだけ早く加入させるというのには、もし他に安い利率で供給する資金源が、たとえば政府の財政投資でこれが行なわれるといふことであれば、これは何と今の利益から供給する必要があるといふ考へ方が出るわけでありまして、実際問題として、現在、財政投資百七十億あるわけでありまして、ほかの方面の要求が大きいといふことを考へてみますと、財政投資によつてこの問題が

の大きな公共体としての公社の大きな任務である。われわれが料率を考える場合にはこの点を十分考へるべきである、そういうふうに考へたことが第一点であります。

そういうふうに考えますと、問題は単に表面の料率を下げる、現在の加入者の立場を中心にして考えるということではなしに、できるだけ現在電話の利便に浴していない人にこれを普及するようにするということが、国民の念願であるわけであります。同時に、その料率も表面の金額ばかりでなしに、実質がよくなる、そういうこともあわせて考えるべきだ、こういうことになると思うのであります。それにしても、電話の料金が、他の物価なり、他の公共事業の料率に比べて高い、こういうことならば、これは問題として考えねばならないのであります。実際に、昭和三十九年十一月を平均したものを一〇〇にしますと、国鉄の旅客は一八五四で、貨物は二九四五〇、地下鉄は二五〇〇であります。都電が三〇九四三、郵便、これははかりませんが、今度値上げがかりしないで、それでも三三三三三、ガスが二七五〇なのです。ところが、東京の電話は、基本料金が一八六六〇、度数制が三三三三三〇、それから東京・大阪あるいは大阪・福岡は一九三三三、こういうわけであります。決して高いどころか、他に比べて相当割安である、こういうことであります。そうだといたしますれば、この金をでできるだけ全国的な電話を普及する方向とすると、サービスの向上に使うということ、決して公共事業体の使命に反するものではない、そういうふうに考えた次第であります。

点の減収を考えても、当然その差を縮めるべきだという意味合いにおいて、われわれ公社に大体約三十億円の減収をしても、そういう面の差をできるだけ小さくする、そういう意味において現に提出されておりますような案を考えたのでありまして、その意味においては水準というものを全く考えていないというのではないのでありまして、一応今申しましたような考え方で、動かさないということが根拠がある、理由がある、公共体の使命に反しない、そういう意味合いにおいてこういう案に実は私ども賛成なのであります。

もっとも、今度の料金体系が真にその効果を発揮いたしますには、全国の自動化がほぼ一巡しないと、そのほんとうの真価は出ないわけなのであります。過渡期におきましては手動の部分が残って参ります。これやその他、たとえば準市内電話というようなものを認めるにしても、何にしても、過渡期におきましてはある種のでこぼしは避け得られないのであります。そこで、実は少なくとも私一個といたしましては、これはもう少し手動が普及した上でこの案を審議し考えた方がいいのではないかとさえ最初は思ったのであります。いろいろな指摘されておりますように、三分、一分というようなものを認める、これは全部自動になりますれば、短時間で済めば相当安く済むわけでありまして、大阪やなんかも、用件だけであれば、今までの料金の三分の一でも達せられるわけです、今の時間制になれば、また、そういうことばかりでなしに、実は私一個としては、東京市内にも時間を限った方がいいんじゃないかという意見であつたのであります。今

東京市内は、極端に言えば五時間話してもいいわけです。本人はそれでいいでしょうが、そのためにその線が一ぱいになって、ほかの使用者は話中になる。その線が詰まってしまふ。相手は話し中でなくても線が一ぱいになれば話し中になる。そういうような電話のエチケットというものが全くできていない。それには時間を限る方がいいとさえ思つておつたのでありましたが、しかし現状では設備の都合その他でできない、こういうことであつたのでありますが、でき上がつてしまふと、いろいろ指摘されておる手動の区間のでこぼこというものはなくなるのでありますが、これはどんな改革におきましても、過渡期においてある種のそういう問題が起こるということとは、これはやむを得ないのでありまして、できるだけその摩擦を小さくする、それに努力し、その範囲にとどめるほかはないのであります。が、そういう過渡期の一つのでこぼこをあえて冒して、早急にこういう料金体系をきめる必要があるかないかということが問題なのであります。これは今のなりで進めていくという、現状のシステムのものとの設備その他がどんどんでき上がつて参る。これは非常に金がかかるわけでありまして、その晩において、全国的に自動が今のシステムのままで相当でき上がつた上で、今度は全国的に最も適した料金体系を作らうとする、その間に非常なむだが生ずるのであります。ということは、一つは電話の普及をおくらせます。一つは電話の料金のコストをだんだん上げてくる、こういう形にもなる。従つてサービスが低下する、こういうことになるわけ

であります。一番大事なことは非常なむだが出るということであります。

そこで、今よりやく自動の準備が進み、ある点まで緒についた。この現在の時点において、早めに——ということも実はおくられていると思うのですが、ほんとうの意味においては、少なくともこの時点においては、これをおくらはしてはならない。過渡期の各種の今言ったようなでこぼこがある。それよりも早くこのシステムを確立する必要がある。そのシステムの上で今後の拡張計画を進めなくちゃいけない、その要求が強いと私は見たのであります。そうすると、今申しましたような過渡期のある点まででこぼこは極力それを少なくするという努力をしながら、ある点までは万やむを得ない、こういうふうに見るはかない、こういう考え方に落ちついた次第であります。

そういうわけで、現在のところ、提出されております料金体系というものは、私一個の考え方であれば、これはまだ完全でないと思ふのです。これは自動通話が、全国に一巡完成した上には、もう一応考へ直すべき問題をかなり持つておる。しかし、それはでき上がつてしまわないと実行できないのであります。それは今からそれが不完全だからといって今これを延ばすよりは、そういう問題は一巡してでき上がった上で、もう一応考へる、それがいいのではないか、そういうふうに思う次第であります。

以上の意味におきまして、私はこの案に賛成するものなのであります。

○委員長(鈴木森一君)　ありがとうございました。

以上で参考人の方々より一応の御意

見の御開陳をお願いいたしましたので、これより参考人の方々に對する質疑に入りまゝ。

御質疑のおありの方は、どうぞ順次御発言願ひます。

○鈴木強君 私は、高橋参考人、阪本参考人、及川参考人の三人の方に質問したいと思ひます。他の委員の方の御都合もあると思ひますので、簡潔に伺ひます。

まず、高橋参考人にお尋ねしますが、あなたの言われているように、今提案をされておる料金改定については、完全なものではないと思ひ、やがてもう一ぺんやる必要がある、こういう御意見だと思ひます。そこで現実に、今回の料金体系の是正に際して、一番忘れられてゐるのは、さつき薄参考人のおっしゃつたような、加入区域の調整ですね、こういう点がなされておらないと思ひます。たとへば、いなかに行きましても、現行普通加入区域、特別加入区域、それから区域外と、こう三つに分かれております。それが非常に古いものですから、その後の社会の発展、経済の進展等によつてだいぶ経済圏のあり方が町によつても変わつてゐると思ひます。人口分布その他につきましても、そういう点についての加入区域の整備というものがやられていないのです。たとへば豊中あたりを例にとつてみますと、これは大阪の市外局を中心にして、大体平均十キロですね、そこまでは大阪の大体電話局の加入区域になると思ひます。例外としては吹田、それから尼崎、守口、布施、こういう市まで入りますと、結局大体十五キロぐらいいつてゐるので、ところが、そこに豊中市といふ

のがある。これが一つの具體的な例でございますが、豊中市は大阪を中心にして大体五キロ外に出るので、一方は、十五キロないし十キロまでは大阪の区域である。ところが豊中に限つては五キロが大阪市外で、大阪市内並みになつておる一部は、もちろん地図から見まして八分の一くらいでございますが、これは大阪の加入区域に入つて、そのほかは豊中の電話局で、要するに電話をかける場合に二十一円かかるわけですが、市外ですから、現行でいきますとこういう矛盾がある。これはやはり十分この際検討して、一応料金の面で準市内通話と申しますか、市外通話と申しますか、とにかく六十秒なら六十秒で七円、こういうことに

なつて、その面だけを取り上げれば多少料金の調整はやられておると思ひますが、さつき及川参考人が言つておられるように、なかなか四十秒とか五十秒という通話は、非常に理論的にはあつても、実際には直ちに三分ないしそれをオーバーするという形になるわけですね。それとしてみれば二十円、同じじゃないかという不満もあるわけですね。現に私も大へん猛烈な市をあげての反対の請願も受けておりますが、こういう根本的な加入区域の調整をやらずにこの体系をこしらへたといふことについて、どうお考えでございますか。

○参考人(高橋龜吉君) 私専門の方ではないのでありますが、今御質問の点については、考え方としては、区域をうんと広くして、準市内区域とありま

したので、おっしゃる通りに。しかし、そうすると、現在の全体の収支に影響を及ぼさないといふことになる。たとへば東京でありますと、東京の今七円を上げなくちゃいかぬ、そのかわりに今市外通話は二十何円取つてゐるところは東京並みになる。豊中も同じになる。それはこの際としてはドラスティック過ぎる、というの、片一方の大阪にしても東京にしても、全体の現在の料金を上げていくといふことは、この際としてはドラスティック過ぎるのだから、中間において準市内といふものを作つて一応進んでいく、そういうものが考えられた。そういう次第に私は記憶しております。それから、その問題を考えなかつたわけじゃないのであります、おっしゃるような意味のことが、さつき理由にあつたように問題になる。それをやるのには、やはりもう少し全面的に全国的に自動化しないと、どうもフリク

ションが大き過ぎる、こういうことで準市内といふ、どちらかといふと妥協的な中間的なものができた。私はそういうふうに思ふので、それが一応全部できてしまふと、もう一応考え直す必要があるといふ意味の中の一つに私は考へていたわけですね。

○鈴木強君 私は論議はしたくないのです。あなたの御意見だけ承りたいと思ひますが、ただ問題は、豊中あたりは極端な例かもしれませんが、かりに同じ豊中市の中で、八分の一程度はすでに大阪の、五キロを越して六キロぐらになつてゐる、大阪の加入区域になつて、そこは同じ豊中でも七円で通話ができるわけですね。ところが八分の七は依然として二十一円の料金を取

られてゐる、これなんか私は典型的な矛盾だと思ふので、すなわち、さういふ点が、あなたのお話のように経済圏を拡大してゐるのだから、エリアをふやしていけば大阪の七円を十円にしなければならぬ。こういう御意見のようでございますが、問題は七円にあつたところの、現在の公社経営といふものを十分考へた場合に、先ほども組合側の意見で出ていたものであります、もう少し電話料金の七円の度敷料といふものがおかしいのではないかと、要するに公社が考へてゐるという、料金調査会あたりで、この議事録を拝見いたしますと、現行の水準を維持するといふことが基本になつておるから、さうであれば、今のお話はわかるのです。十円にすればこうしなればならぬ。しかしそれにこだわらずに、もう少し高い見地からこの料金制度を考へていつたらよからう、私はさういふふうに思ふのですが、さらに第二段階として考へられるといふことは、大いにけっこうだと思ひますが、こういう矛盾を現に基本的な持つてゐるということが一つ明らかになると思ふので、だから私はどうもさういふ点をどう解決したらいいかといふことを、基本的にお尋ねしたかつたのですが、けっこうです。大体お話を承りましたから。

それから、もう一つ伺ひたいのは、今あなたのお述べになりました公共性ですね。公社経営といふもののあり方なんです、御指摘の通り財政投融資はなかなか公社には入りにくい。私どもは第一次五カ年計画、第二次五カ年計画と、ずっと公社の計画を見ており

ますが、公社が最初から企図する財政投融資の資金といふものをほとんど取れないので、本年もわずかに五十億、外債七十二億入りまして百二十二億程度のものしかないのです。千七百億からの建設資金の中でわずか五十億あるいは六十億といふのは少な過ぎると思ふのです。御指摘の通り七千五百億の財政投融資の配分についても、私はもう少し政府がこの事業を十分に考へて、あなたのおっしゃる通りに、申し込んだらすぐ電話がつく、金持でなくても電話がつく、どこにも電話が通じるようにしたい。これが産業、文化、経済の振興に役立つのであれば、この際、政府の事業に對してもっと積極的に協力をやるべきではないか、私たちはさういふ主張を強くしてきてゐるのです。やればできると思ふので、ところがそれがやれないために、勢い加入者負担、料金の現状を維持しなければならぬ、こういう姿になつてゐると思ひまして、非常に私は残念に思ふのです。高橋先生は経済評論家でその面の權威者であります、私たちはこの委員会全体の空気を、財政投融資といふものの活用を党派をこえても少しやるべきだといふ意見を持つてゐるのですが、その点に對して、少しやや先生の先ほどの御意見ですと消極的なように承れたのですが、先生のお氣持をちょっと承りたいのですが。

○参考人(高橋龜吉君) 私も財政投融資なんかをさういふ方面にもう少し振り向けるべきだといふ考え方は持つてゐるのです。しかし、同時にもう一つの問題は、電電公社にしても、国鉄にしても、その他にしても、いわゆる公社を独立会計にした意味をどういふ

うに考えるかという点を考慮する必要があるのでないかと思ふのです。独立採算にしたという、独立採算の企業としてやる場合には、ある点までは企業自体の収益でいろいろの建設をしていく、そういうことは否定すべきでないと思ふのです。そういう意味において、問題は程度の問題になるわけですから、それから実際にやるときは、一体どのくらい今度は、財政投融資の方から言えばその振り分けをどういうふうな、電話の方から言えばそうであるけれども、ほかの方面にもずいぶんあるわけですね。僕はずいぶんあると思ふのだけれども、国鉄だって赤字線のような今の形のものがいいのか、政府投資でも少しふやした方がいいんじゃないかという問題もありました。それから放送料だってそうです。離島だとかその他、ずいぶんへんびなところに設備をする。それが今まで料金の中で取られていた。そういうのがいいのかどうなのか、政府が当然やうて、料金を下げたらいけないじゃないか、そういうふうに個々の事業からいえば、当然財政投資でまかなうべきだという性格のものは、電話以外にもずいぶんあるわけなんです。その振り合いをどうするかということになると、結局は私どもが考えるにしても、独立採算で弱いところに少したくさんやらざるを得ない、強いところは減らさうじゃないか、そういう考え方がある点まで入るのはやむを得ないのじゃないか、こういうふうに思ふのです。それから、電電公社という立場からいって、ほかの個々の事業、それぞれの角度からいえば、当然政府の財政投資でやるべきだという面は多々あるのである

が、問題は、今度は財政投融資が限られていくものですから、これをどう振り分けるかということになります。今言つたような考慮はある点まで入ってくる、こういうことになるのじゃないかというふうに私は思ふ。もう少しふやすべきだという御議論には賛成なんですけれども、しかしそれが利益から建設費に回すのは、原則的にやめろという意味合いに通ずるのであるかという、必ずしもそうではない。そういう考え方なのであります。○鈴木強君 それから阪本先生にちやうとお尋ねしたいのですが、先生は技術関係のオーソリティでいらっしゃるの、今の提案されているこの料金改正について、やや技術の面だけをお考えになるのは、これは無理ないと思ふますが、そういうふうには私はちよとお話を承つて感じたのですが、ところが、一面技術革新はやらないければならぬ。これはお互いにだれも反対できないと思ふのですが、その際に、これは労働組合というよりも、国の政策としても、要員措置というものを当然考えなければならぬ私は思ふのです。ですから、先ほど、最初に及川参事から言われたような、六千局がある局が五百くらいに減り、しかもそれがほとんど無人化されていく、こういうときに要員措置をどういうふうに行うたらいいかということが、やはり合理化を進める場合に大きなファクターになると思ふのですが、そういう点は、技術畑で研究され、また教壇に立つておられる先生としてお考えがあると思ふのですが、ありましたらちよとお尋ねしたいと思ふます。

○参考人(阪本健房君) 新しい技術が出てくると、要員が要らなくなるというところが起こるから、そういう場合には技術方面ではどう考えるかと、こういう意味でございませうか。この問題は、電信電話の問題だけでなく、すべてのもので起こっているように思ふのでございませうが、それで、それをどう解決するかというところは、私も技術を担当したとしておりますので、技術の方としては、こういうふうには革新ができれば、こういうことは担当いたしますけれども、そのとき起こる労働問題がどうかという点は、その方の御専門の方にお考えになっておると解釈しておるのであります。○鈴木強君 そうしますと、技術革新に伴つてその国の社会情勢なり経済情勢がどう変わっていくかということ、技術屋は考えておらぬ、言うならば、それはそれで労働組合と経営者と話し合つてやつたらいいか、こういうことでございませうか。○参考人(阪本健房君) それが一番初めに、御専門の方でございませうから、そういう方面でお考えいただきたいことを私どもは拝聴いたしますけれども、労働問題があるから技術関係の開拓をしないではないんだと、そういうふうには考えていないのでございませう。

○鈴木強君 いや、そうじゃなくて、当然技術系の方の考えることは私たちと一緒にするね。どうしたら現在の古びた機械が、新しいこの施設の中でやれるかというところは、これはみな同じに考えております。ですから、そういう技術的な立場に立つ方に、これは私はこの料金体系を、参考人として来ていただいておりますからこういう質問をするのですが、そうでなかったらわかるのです。ただ、それは相互関連で車の両輪のごときものだと思うので、この料金改定は、さつき言われたように、今後の合理化のかなり急ピッチな進行をしていくのに役立つものであるということになりますからね。勢いそこに働く職員として、自分の生活権をどうするか、こういうことが起きてくると思ひますが、そういうことは全然技術家は考えずにおるのかどうなのかということですが、これはちよつと、配慮の点ですね、技術畑にいるあなたとしての……○参考人(阪本健房君) 私も技術家としては、全然そういうことを考えていないというわけではないのでございませう。で、そういうものが技術的にできるかどうかという点に主点を置いて物事を考える。そうして技術以外の面でそれが可能であるかどうかということとを私は考える前に、それより前にそういう御専門の方にお考えになるのが至当であらう、こう考えるわけでありませう。

○鈴木強君 それからもう一つお話の中で、準市内のこの料金が七円でやれるようになった。七円で切つたことについては、技術との関係で非常にけつりなことがおつちやつたのです。が、その意味がちよつとわからないのでございませうが、料金と課金の方法との関連をお述べになつたと思ふのですが、ちよつと言われている趣旨がわかりませうのですが、それはどういう意味でございませうか。○参考人(阪本健房君) ちよつと御質問の意味がよくわからないのでございませうが……。○鈴木強君 要するに、私はちよつとメモをしたのですが、準市内の料金は七円でやれるようになった。で、七円で割切っているが、これは技術との関係で非常にいいことだとおつちやつたのでございませうが、そういうふうに私は受け取つたのです。○参考人(阪本健房君) それは七円ではなくて、八円とか九円とかいうことになるよりも、七円の単位で物事を考える方がいいたるうという意味でございませう。○鈴木強君 それは、七円の単位で考えることがいいということは、どういうことですか。○参考人(阪本健房君) 課金単位の点でそういうことがあるのじゃないかと思ひませう。○鈴木強君 それは違ふのじゃないでしようか。七円であらうが九円であらうが、何秒幾らという課金装置によつて、かけた時数といふ課金装置によつて、かけた料金は秒数がはつきりキャッチできればいいわけなんです。七円であらうが、八円、九円であらうが、料金との関係はないのじゃないでしようか、料金は全然関係ないのじゃないですか。○参考人(阪本健房君) そういう調整をしない方がいいという程度のことと考えております。○鈴木強君 すると、それは意味はないというふうに解釈しておいてよろしうございませうか。その七円という現行料金でやつたことがいいという意味ですか。技術的な関係との間には別に問題はないのでございませうね。○参考人(阪本健房君) 調整との関係で単純にいくのじゃないかと思ひませう。

しょうか、そういう点だけでございます。

○鈴木強君 ですから調整との関係とおつしやるのですが、技術的な面と、料金を七円にするか、八円にするかというところは関係がないと思うのですが、これは要するに四秒間七円という自動即時になった場合、課金方法になりますね。そうすると四十秒間かけた、あるいは五十秒間かけた、その記録が明らかであれば、それによつて、その課金は七円であらうか八円であらうかが、九円、十円であらうか、その面との関係においては、私は全然問題はないと思うのですがね。

○参考人(阪本捷房君) 時間ばかりで物事をきめようというときには、七円で物事を考えた方が簡単であるということでございます。

○鈴木強君 八円で考えたらおかしいのですか。

○参考人(阪本捷房君) それはほかの料金が全部七円が基準になっておりますから……。

○久保等君 私特に高橋さんに二、三お伺いしたいと思うのです。特に高橋さんこの電信電話料金の調査会のメンバーで、答申を出された立場もございまして、簡単で、三、三お尋ねしたいと思うのですが、昨年の六月ですか、六月に調査会が発足をして、非常に御努力をされて、昨年の十二月に答申を出された前提になる料金の合理化といひますか、そういうことについては、現行の総収入を下回らないという一つのワケがあった関係で、おのずから重点は料金体系というところに重点を置いた調査をなさったようなのであり

ますが、電信電話料金のそのものについて、適正料金が一体どの程度のものであるかといったようなことについては、もちろん調査の対象外であるということであらうか、あまり御審議なり御討議はされなかったんでしょうね。

○参考人(高橋龜吉君) いや、どういふ基礎ででき上がったか、あるいはコスト計算はどうであるか、あるいはさきさき申し上げたようにほかのものとの比率はどうであるかとか、そういうふうないろいろな問題を考える資料はいろいろございまして、一応の説明は聞いたわけでございます。今申しましたようなほかの比率というふうな問題は、提出された参考資料を基礎にしております。

○久保等君 いろいろその点お調べにはなつたんでしょうが、しかし料金そのものの適正料金といひますか、非常にむづかしい問題ですけれども、適正料金が一体幾らなのか、幾らが適正なのかという点については、もちろん結論をお出しになつてはいるわけではな

いし、それがまた諮問事項の重要点でもなかつたから、結論はお出しにならなかつたというところでしうね。

○参考人(高橋龜吉君) そうなんです。一応その辺でそれを突っ込んで議論をしなくても、さきさき申しましたような趣旨において現状を認めて、収支合つていくという考え方で進めていくという考え方で、作業の大部分はそれにとられております。しかし、実際においてはもう少し公社の利益を減らして、下げていいという議論も相当出ておるのです。しかし結局今言つたようなことです。

○久保等君 そこで、料金体系の問題

ですが、料金体系の問題についても、具体的な点で相当やはり問題点が今日あると思うのですが、先ほど鈴木委員の質問せられておつた、たとえば豊中市の大阪市内編入をしてもいいといひつたような問題、まあこういう問題

はきわめて具体的で、かつ近隣のところとの比較論からいっても切実な問題として、強く公社当局に対して、平生というよりも、すでに数年にわたつて陳情しておるような経緯もあるようですが、こういうふうな幾つかの問題点が全国的にあると思つたので、もちろん、ワケを広げて考えれば、なかなか理論的にそれではどこへ線を置くかということ、確かになかなかすつきりした、だれしもが納得するような体系という問題になると、これは実際むづかしい問題だと思つたのです。

しかし少なくとも行政区画というふうなものも一つの基準になると思つたので、そういう問題をも含めて距離別時間差法という問題も考へていかな

きながら問題があるが、当面の緊急問題といひますか、非常に何とか当面ある程度は正をしなければならぬという問題も幾つかあつたと思つたのです

が、そういうことについては調査会で特別御調査になるのか、あるいはそういう問題についての若干の調整をはかることといったふうなお調べ等はやはりなつたんでしょうか、ならないので

しょうか。

○参考人(高橋龜吉君) これは今おつ

しゃつたような問題は、現に委員の中にもそういう方面に關係の深い委員がいられたわけですが、まあ相当議論は出たわけでありまして、そうしてそういう矛盾をなくしようというようになる

と、今イギリスがやつていふようになる

なり広い地域を単位としたものにしよう、そうすると、かなり矛盾はそこで

は避け得られるわけですが、それで料金体系を統一しますと非常に減収になる、そうすると東京の七円は維持

ができない、たとえば十円に上げねばならぬ、こういうことになる。そこは

相当抵抗もありますし、というのは、

どこのぐらゐの料金がいいかということ

は、一つは経済的なコストで、

けれども、いま一つの半分はやはり歴史的なものなんです、これは、それ

からその歴史的な部分を全く無視するわけにいかないのだから、片一方から

いいますと、一方は非常に有利の面が出るわけですが、ところが、一方は今の

ような点がありますと、東京の市内でも大阪でもそうです。その方だけが

非常な犠牲を負つて、片方は非常に有利になる。片一方は三分の一、四分の一になるが、片方は上がつてくる。そ

ういふ歴史的な均衡というものを考へると、今おつしやつたような矛盾をな

くするような区画あるいは料金の改正というものは、あまりに一足飛びではないか、そういうので今のような線が引かれたわけなんです、しかし、今

申しますような、その結果豊中がどうなるのか、その結果豊中がどうなる

のか、私は専門の方でありませんが、

それから、そこまで詳しくは調べていないのですけれども、考えの中には当然

入つていたわけですが、それで現にまあ

そういう方面に非常な関心の深い委員

の人が二、三いられたわけですが、相

当強くそれは出ていたわけですが、

○久保等君 まあ前後十六回にわたつ

て非常に御熱心に調査会をお聞きに

なつたようですが、まあ調査会をお開

きになつて御調査をされた結論を出さ

れたということ、現地に特別にお

出かけになるような調査の仕方はなさ

らなかつたのでしうね。

○参考人(高橋龜吉君) ええ、大体し

なかつたというふうな思ひです。し

かし、小委員の人が行かれたかどうか

私は存じません。小委員が作られました

から、小委員の人が行かれたかどうか

か、その辺は存じません。

○久保等君 もちろん、この料金体系

の是正も、経済的な発展やら、あるいは

はまた交通の利便、程度、あるいはま

た、特に最近行なわれております町

村合併等の行政区域の問題の推移、こ

ういったようなことも全く無関係には

考へられない問題ですから、そういう

推移なり、経済あるいは文化、交通、

まあそういうふうなものの発展と見

合ひながらやつていかなければならな

い問題だと思つたのですが、そこで今

お出しになられた答申も、従つて将来

も少しすつきりしたような体系は正

をやはりやらなければならぬのじゃ

ないかという気持は、おそらく調査を

やられた過程の中でお感じになられた

のじゃないかと思ひますが……、だか

ら、そういう点では、この答申をちよつ

と私は警見をした程度で、まだ実は

よく承知いたしておりますが、ま

あ一応公社の当面の答申に対する結論

を出された。が、しかし将来も少し

根本的に考えなきゃならぬのじゃない

かといふようなことの実現がど

こにも見当たらないので、まあいわ

ば非常に割り切つたような形で答申を出

されておるのですが、ただし、料

金体系の問題については、あるいは料

金そのものの問題をも含めて、これは

○鈴木強君 順序が逆転したのです
が、及川さんに残っておりませんが、高橋
さんにお尋ねしたいのは、市外通話料
金でございますが、さつき薄先生も
ちよつとお述べになったのですが、現

いう建前で考えて、そこで実際においては、一体通話が普通何分間のものがどれくらいの比重を占めているかという資料の提出を求めて、大体それに基づいてやった。従って四分かけると

ける場合もあれば三分かける場合もある。それから本人自身は平均すると増収にならないかもしれない、他人にという現状では、少しそうきめてしまっ

監督を受けるという関係もあって、そういうことから特に監督権を強化されているために、電電公社当局がいはば団体交渉というものを中心にして、特に賃金なり要員という問題につ

ができないという立場にあると思うのが、
ですがね。ですから、何とかして、一
つには今あなたのおっしゃったよう
な、経営者がそのワクの中でどれだけ
の意気を持ってやるかということが一

でわれわれが補っていかねばならぬ、こういう現状であるわけです。従って、私どもの組合の方では、来年度の問題としては、すなわち一つ職場の足らない要員というものをお互いに出し合つて、それを少なくとも中央交渉で公社当局と具体的にやはり団体交渉をしていって、そういう実態というものを公社側にも認めてもらわねばならぬ、こういう気持で、またそういう方針を持つておるわけでありす。

今年の春にも、私たちは無理難題を吹っかけようとは全然思っていないわけでありすが、従つて要員の問題が、なぜ公社当局が一万というものを考えたのが、五千に減らされ、六千に減らされるのか、その辺の事情なんかについても、私どもとしてはむしろ知りたいわけです、私どもも、少なくとも電通事業という事業人でもありますから、そういう立場からすれば、むしろ難題を吹っかけて、いわばとらなければならぬにもならぬというような考えばかり持つておりません。そういう事情なり理由なりわかるならば、そういう要員なんかについても、積極的にやはりどういふふうにして問題を処理していくかというのを、建設的に提案する気持というものは常にあるわけなんです。そういうわけで、今年の場合、要員協定を結ばうというので、いろいろ話をいたしましたけれども、最終的に結論を得るに至らず、そのまゝの状態になつておるわけでありすけれども、御指摘のように、要員の問題は、きわめて私どもにとつては大きな問題でありますので、ぜひこの辺の問題については重要視していかなければならぬ問題ではないかと、このように考えるわけではす。

○鈴木強君 あなたに對する最後の質問ですが、電気通信事業が非常に急ピッチで合理化され、しかも大きな規模で拡充されておるといふ現実、私にはよく知つております。そこで、事業というものは、やはり人です。従つて、これはもう労使が相協力して、ほんとうの姿の生産性向上になり、その事業発展に心を一つにしてもらわなければならぬと思つております。そういう場合に、今電電公社には、多少第二組合もあるようだけれども、全電通労働組合が十七万以上の組織を持つてゐるわけですね。その労働組合と公社との間の労使の接点、労務政策のあり方、こういうものについては、私たちは非常に関心を持つております。先般、春闘で不幸な事態が起きました、われわれも非常に残念に思つておりますが、再びこういうようなことを私は起こしてはいたくないと思つております。またあつてはいかぬと思つております。それにはやはり、ほんとうに労使が積極的な腹を出し合つて話し合ひを進めて、この合理化をどうしたら従業員も、一そう満足というところまでいくかどうかわかりませんけれども、まあまあという気持が持てるような態勢をしいていただかなければならぬので、ぜひ一つその目標に向かつてやつてもらいたいと思つております。そういう意味で、ほんとうの意味の労使の健全なあり方をわれわれは希望するわけなんです。今度の委員会も、かなりの時間を先般の春闘処分の問題を中心にして議論をしております。そこで私はこの機会に承つておきたいのは、電電公社

の労使のあり方、こういう問題について、全電通は全電通の意見を持つてゐると思つております。ですから、もしおありでしたら、もう結論だけでもけっこうです。簡単に承りたいと思つてゐます。

○参考人(及川一夫君) いろいろ労使間の問題が、国会で議論をされ、審議をされてお手をわすらわしてゐることについては、相済まないという気持と、それからまた、その中から少なくとも電電公社のそういった労務行政なり電気通信政策というものを一つ諸先生方に判断をしていただきたいという気持を持つてゐるわけでありすが、このしる春闘の際にもいろいろ問題が起きました、私どもとしては、できる限り、事態の紛争が目的でありませんから、物事を解決することが目的であるという立場に立ちまして、常に事態の解決の姿勢をとりながら今日まで進めてきたわけでありすが、三月の十六日の問題については、きわめて不幸の事態に陥つたわけでありすが、あれども、その後一応公社当局の反省もあつて、まず春闘の問題、具体的な問題としては一応の了解点に達しましたけれども、今日処分という問題がなお残されておりました、こういう問題がある限り、労使間でのいわば正常な話し合ひというものは私はでき得ない、こういうふうにかえております。私どもは、少なくとも問題解決する意思があるわけでありすが、紛争が目的でないというところであれば、紛争の起きた原因というものが公社当局にあるとするならば、それなりの判断の中から私は事態収拾というものが考えられるべきだ。少なくとも処分という方

針でもつて労働者をたたくという姿勢であつたのでは、根本的な労使間の正常な話し合ひというものは私はできないのではないかと、こういうふうにかえてゐるわけでありすが、もちろんいろいろ法律上の制約もあつて、それはなかなかできない面もあるかもしれませんけれども、少なくとも労使間の問題は、いわば法律一本やり、いわば機械的なそういう適用ということでは動かない問題だらうと思つてゐるわけでありすが、お互いに生きものであるから、もの考え方もあるし、そういう中で具体的な話し合ひというものを、腹を出し合つていくならば、それなりの解決の方法がある、こういう姿勢をとるべきだといふことが一つ、それから具体的な問題については、公社としてもそれなりの努力はしておるといふふうに考へておられるかもしれないが、私どもから言つて、基本的な了解事項を結んでもなおかつ、大體法律そのものが基本的な了解事項を結んだ時点とは、今日においても何ら変わりがなくわけでありすが、今さら基本的な了解事項を結んで、労働条件向上として、たとえば時間短縮の問題を要求しても、世間がどうの、あるいは国際的な事情がどうのといふことを理由にしてわれわれの要求を断つていくといふこと自体が、基本的な了解事項ということによつてむしろわれわれをだましておるのではないかと、こういう気持がするのではありませんか、公社側が少なくともそういう労働条件向上の問題、合理化によつて受ける労働者に対する犠牲をいかにして食いとめていくかといふことに対するほんとうの意味

の姿勢というものを私は示すべきではないかと、こういうふうにかえておるわけではす。

以上二点を大體要約的に考へておりますが、具体的な問題としてはいろいろありますけれども、その辺の關係をやはり明確にすべきではないかと、こういうふうにかえております。

○鈴木強君 もう一つ、どうも時間を私だけ取るようで、大へん他の委員に申しわけないのですが、高橋先生、ちよつと最後にあなたにお聞きしておきたいのは、審議会の中で例の電報料金の論議があらひになつて、一応答申が出されたわけですが、その中でもおそらく論議になつたと思つてゐるわけですね。従つて、それを電話から補てんをして、先生のおしるる独立会計の採算性を一応維持しておるわけなんです。しかし、これを電報と電話と二つに分けてみますと、電報は一週六十円ですが、おそらく七十何円の赤字になつておるわけですが、それを電話の利用者の金からちよつとだいてやつておるわけですか。こういう一つの矛盾といひますか、会計内部における矛盾が出ておるわけですね。そこで、皆さんの方では、濁点とか半濁点とかいふのを少しおまけをして、料金を譲らうと、こういうことで答申をなさつたわけですが、それが取り入れられないわけですね。これについて、先生は電信といふもののあり方、これを何とかしなければならぬとお考へでしよるが、一つ御意見をこの際ぜひ大事な問題です。から、最後にこれを承つて私は質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(高橋龜吉君) はつきりし

た、まとまった意見というわけではありませんが、これは実は放送料金で、だんだんテレビが普及してラジオが少なくなる。おそらく、だんだんいくと、テレビの料金でラジオの何の方をある点まで補充せにやならぬという問題が起こるかもしれないと思うのです。ほかにいろいろな問題だと思ふのです。そういう問題は、それをどうしてやっていくかという問題は、根本において電信電話だけではなしに、全面的に考えねばならぬ問題だと思ふのです。一方が普及していくと一方が衰微する、それを同一な状態にやるべきにどうするかという、これは一つの考え方は、やはり電信と電話というものをできるだけコンバインして利用できるように工夫をするということが第一段じゃないかというふうに思ふのです。一番金がかかるのは配送料ですからね。それが電話が普及すれば、それでカバーできるのではないかと、面もあるでしょう。そういうふうに、両方をどういうふうにコンバインするかという点が一つの問題ではないかと思ふわけですね。あとは、これはもう電話のない地域、地方というものは、ぜひ要るのですから、どこかが負担せにやならぬという問題があるわけですね。それが電話の方である点以上負担するのは、実際はおかしいと思ふのです。そうすると政府が補助するという問題も、ある地域については、少なくともその方の配送料については補助するとか何とかということが当然考えられるべきじゃないかと思ふ。それは私は今の電報の方ばかりではない。国鉄の赤字線においても、放送の離島その他への設備にしても、その他そういう引き

合わない、しかし必要だ、それを今それだけの企業に全部負担させているが、それがいいのか、こういう問題だと思ふますが、そこでぜひ私どもは議員の皆さんにお考え願ひたいのは、大蔵省は、政府が出すと必ず干渉してくるということです。これは悪いくせだと思ふのです。昔の考えで、公共のあらで政府が出しても、大蔵省がそこへ入らずにまかしたらいのだからと思ふのです。そういうことがあるから、片一方もほしがらないのです。これは全体だろうと思ふのです。電電公社はどうかということは、聞かないからわかりませんが、ほかのみんなさうです。干渉してくる。天下りの官僚をそこへ持つてくる。そうして内部へ干渉していく、わずかな金しかくれないで、そういう問題がほかにもずいぶんあるのではないかと思ふのです。それならばできるだけ、公社を独占したからには、必要な金を援助する、援助したからには政府が干渉しなければいかぬとか何とかというものは要らないだろうと思ふます。その点を改正する、もう少しうまくいくのではないかとと思ふます。そういうふうに、これはほんのまだ熟しておりませんけれども、考えるわけですね。

○鈴木強君 わが意を得ました。どうもありがとうございます。

○森中幸義君 大へん時間が長くなつて恐縮ですが、二、三問お尋ねしたいと思ひます。

先ほど薄、及川、御両者から御所見を述べられておりますが、電電公社の方では三十億の減収だといわれてゐる。しかし、実際問題としては一・六％程度の増収になるのではないか、

こういうようなお話でありましたが、かなり大層に食い違いがあるようですから、その辺の経緯をいさ少し詳しくお述べいただきたいと思ひます。それから一・六％が、及川さんでしたか、あるいは薄さんか、よく記憶していませんが、その試算をやられてゐる内容等をもしお漏らしたいただけるならば、お話しいただきたい。

○参考人(及川一夫君) 私の方から申し上げましたので、御説明申し上げますが、実は私の方として、若干先ほど説明として不十分でありましたから、せつかく御質問いただきましたので、補足的に申し上げたいと思ふわけでございます。

法案が出されましたから、いろいろ私も検討して、長い時間をかけていろいろやりました。公社当局からのいろいろな資料もいただいておつたわけでございます。私どものいわば事務能力として、全国のたとへば待時、手動即時あるいは自動即時というものが、今度の料金改正に伴つてどういふふうになつていくのかということについて、詳細にわたつて結論を出すということは非常にむずかしい問題であります。しかし、私もそれができる範囲内として、一番中心となる東京市外電話局、これを単位にして調査をしてゐるわけですね。内容は、改定される料金の内容に基づきまして、特に距離の改定の問題、それからそれに伴う改定料金それから一秒七円、こういうふうになつておりますけれども、これを三分制に直した場合、こういうことで、待時、手動即時、自動即時というふう

に、それぞれ取入——いわば三分通話を制というものがどのくらい一年間にあつたのかということも統計として出ておりましたので、それを一応見せてもらつて、大体三分通話制は、市外電話の場合に、待時、手動即時、自動即時を見ますと、全体の六二％あるわけでございます。従つて半分以上が三分の通話の実態、こういうことになりまして、そういう立場から、この面での程度収入が減るのかふえるのか、こういうことを調査をしたわけでありまして、調査内容は、先ほど申し上げたような内容でもつて三十四年度決算、こういうものと比較をしてみますと、一・六％という数字が出てきております。もちろん、これは端的にいつて算術計算の面もありますから、正確とはいへないにしても、そういう傾向にあるのではないかと、この面から十分うかがうことができるのではないかと、こういう立場で申し上げましたし、なお、この面については、いろいろ私どもも作業を進めて現在おる、こういう状況であります。

○森中幸義君 そうしますと、結論的には、一・六％の試算の根拠はわかりました。要するに公社のいわれてゐる三十億の減収でなくして、むしろ一・六％の増収である、こういうこととでございますね。

○参考人(及川一夫君) 結論的にはそういうふうには私どもとしては考えてゐるわけでございます。ただ三十億という減収という公社側の説明も、至急に検討してみなければならぬと思ひますが、現状三十五年度の決算ができません、という意味合いにおいて、三十四年度のいわば決算というものを土台にして、三十億、四十億の減収ということをいわれておりましたが、しからば、

そのものずばりに、三十五年度なり三十六年度なりに減収になつた場合に、全国即時網との関係、合理化計画を四十七年度までにやろうとする関係からいつたらどういふ関係になるのか、観念的に考えて、それだけの減収になれば、それだけいわば四十七年度までの合理化計画が一年延びる、あるいは二年延びるという形で現われてこなければならぬと思ふわけですね。ところが、それは四十七年度までの合理化計画を変更しないで公社がいくらとすることは、三十億の減収は、三十四年度に見ればそういうことであるけれども、建設財源に必要な財源というものは、今度の改定料金においてまかなつておるといふ結論になるわけでありまして、その辺の点がいわば私どももかゝるいうと若干まづつぱではないか、こういう気持ちをするわけでありまして、そういう立場で、むしろ私どもとしては、合理化に完全に影響させない、計画それ自体を変更しなくてもいけるという前提に立つてゐることということからすると、三十億の減収という問題についてはきわめて私どもとしては疑問の多いところである。一面、具体的なもの、事業場、若干、一つでありますけれども、不十分でありながらも調査をしてみると、そういう減収というものは出てくる。そういう点で、実際といわば理論の組み合わせの関係でいくと、非常に矛盾があるのではないかと、こういうふうには私どもとしては判断してゐる、こういう立場なんでありまして。

○森中幸義君 これは議論じゃありませんが、三十四年度の決算の場合、五百数十億の益金があるのです。そういう状態の中で三十億、四十億損しよう

と、これは私は大した問題じゃない。それが、一応、議論でありませんから、私の意見として申し上げておきますが、どうでございませう、薄先生、今の及川参考人の御意見によりましてお聞きの通りです。そこで、さつき御所見の中にもほは筋としては同様なお話があったように承ったのでありますが、今言われたこと、間違ひなくそういう傾向にある、今回の法改正はそういうふうにお思いでございませうか。

○参考人(薄信一君) 私、及川さん述べられましたけれども、私はそれ以上に実は述べる根拠がないわけで、具体的にこういふ計数をはじくということとはとてもできない、能力の上から申しまして、便宜の上から申しまして、できない、こういうことでございませうけれども、私は意見を述べさせていただきます。非常にそういう危険がある、そういう危険を抱かざるを得ない、こういうことを申し上げたのですけれども、それはさまざま説明がされております。けれども、これによつて値上げにならない、値下げにならない。つまり、原則は収入水準を落とさないというところは、はっきり明示されておりますから、そういう観点のもので、しかもその観点が非常に私は強過ぎると思うので、何のために私は非常に強く主張されるのか、あまり私はわからないのですけれども、非常にその点が濃厚に出ておる。そしてそういう観点のもとに公社当局は計数をはじかれたと思うのです。そうしますと、これはこれ以上は推測にしかすぎませんので、私は危惧を抱かざるを得ないという言い方もいたさざるを得ない。

○参考人(薄信一君) 何割ぐらゐのと云われまますとはなはだ難渋いたすのでありますけれども、これはまた千差万別でありますけれども、学説といえるものがまだ十分には成熟しておりませんけれども、それにつきましても意見は区々でございませう。私の申し上げましたのは、利益を出す、出さぬの問題にかかわるわけでありませうけれども、やはり私は利益を出すことを目的にする。これは高橋先生がおっしゃいました、これは建設のために使うのだ、国民のために使うのだからそれはかまわないのだ、そこまでは申されませんでしたけれども、積極的に出したってかまわないのだというような印象を私を受けたのでありますけれども、私はやはりそれは正しくないと考えております。それと関連いたしますけれども、公共企業体とは一体何かという場合に、これは、これもいろいろ意見がございませうけれども、私企業にまかしておけないことをやる。また、そういうことができるから公共企業体のいいところがあるのだということ。それから今までの国家企業、行政企業のように、非常に言葉は悪いございませうが、うるさい監督のもとで窮屈な経営をしなくちゃならない、これもいけなない。国民のためにならないということ、中間と申しますか、そういう両者の長所だけを集めたものとして公共企業体というものが戦後発足したのだと考えるわけでは、そういう長所が十分に生かされておりますならば、私は依然として反対ではありますけれども、利益金を出す、これを建設に回すということもある程度納得できるのでもございませうけれども、現在のこの公共企業体、特に電信電話公社におきましては企業としての一体財産、企業形態ある

いのです。そういう、とにかく収入の水準を落としたいくない、そういうことで計数をはじかれたならば、当然それは保守主義と申しますか、言葉はきたらうございませうけれども、どうやら減収にはならないということ。これは計算されているに違ひない。これはたちの悪い推測かも知れませうけれども、私はそういう推測のもとに――今後電話はどんどん伸びて参ります。それから自動即時が進んで参ります。これは度敷制が出て参ります。同時に便利になりますから、これはまさに宣伝されている通りであります。これは電話の利用度も高まってくる、そういう意味におきまして、収入というものはほつておいても伸びる。その上に、体系の上から見まして、決して減収にはならないような考えのもとに進まれておる。従つて、料金は現行維持ということではなくして、非常に上回つてくる見通しというものが立てられるのではないか、こういう意味合いにおいて御意見を申し上げます。こういう次第でございませう。

○森中守義君 もう一つ伺いますが、先ほどの御所見の中に、いわゆる公共事業といひましようか、企業体としての一応の概念的なことをお話しになりました。その中で、今私が申し上げましたように、三十四年度の決算の場合でも五百億以上のいわゆる損益勘定があつて、この額がはたして当を得た額であるかどうかということを取りたいのですが、大体公共企業体というものは全体の資産の何割程度の利益をあげべきものでしょうか。

○参考人(薄信一君) 何割ぐらゐのと云われまますとはなはだ難渋いたすのでありますけれども、これはまた千差万別でありますけれども、学説といえるものがまだ十分には成熟しておりませんけれども、それにつきましても意見は区々でございませう。私の申し上げましたのは、利益を出す、出さぬの問題にかかわるわけでありませうけれども、やはり私は利益を出すことを目的にする。これは高橋先生がおっしゃいました、これは建設のために使うのだ、国民のために使うのだからそれはかまわないのだ、そこまでは申されませんでしたけれども、積極的に出したってかまわないのだというような印象を私を受けたのでありますけれども、私はやはりそれは正しくないと考えております。それと関連いたしますけれども、公共企業体とは一体何かという場合に、これは、これもいろいろ意見がございませうけれども、私企業にまかしておけないことをやる。また、そういうことができるから公共企業体のいいところがあるのだということ。それから今までの国家企業、行政企業のように、非常に言葉は悪いございませうが、うるさい監督のもとで窮屈な経営をしなくちゃならない、これもいけなない。国民のためにならないということ、中間と申しますか、そういう両者の長所だけを集めたものとして公共企業体というものが戦後発足したのだと考えるわけでは、そういう長所が十分に生かされておりますならば、私は依然として反対ではありますけれども、利益金を出す、これを建設に回すということもある程度納得できるのでもございませうけれども、現在のこの公共企業体、特に電信電話公社におきましては企業としての一体財産、企業形態ある

いは公共企業体としての一体性質をはつきり持つておるかどうか、そういう本質をはつきり確立しているかどうか、これは先ほどお話しがございましたように、まあ予算経営、予算主義というものがやはり厳として存在しております。それだけではございませう、それに付随いたしましてさまざまな監督、さまざまな統制、ある場合にはこれは干渉とでも言えるのじゃないかと思ひますが、そういうものがございませう。私は、話が飛躍するようでありませうけれども、公社当局の、まあ経営者と申しますか、経営首脳陣と申しますか、非常に御苦労なさつておるのじゃないかと思ひます。やりたいこともできない、当然これだけの要員が要ると言つて、これは非常にむずかしい計算をされておるのに何つておりますけれども、それが事実にも認められなない。そうなりますと、結局これはもう無理と知りながら、無理な経営をやつていくということになつていくわけでは、それで、一つの例でございませうけれども、そういう事情がありまして、まあ理想的な意味で考へて、公共企業体の体をなしていない。先ほど公社法の改正の問題も少し議論の中に出了たのでありますけれども、そういう公共企業体――私企業でもなければ、そうしてまた昔のような窮屈さがある行政企業でもない、そういう両方の短所を捨てて長所をとつた公共企業体というものでありますならば、私は先ほど問題になりました利益金の問題についても、別に考慮できるのじゃないかと少し考へては、私ならば私なりの考へ方を改めていいのじゃないかという気持ちでおるわけでありませう。

○参考人(薄信一君) さようでございませう。これは先ほどから言われておりますように、激増の傾向にあるわけですから、むしろ上回る。そうなる、一体公共企業体には自己資本が幾ら、借入金幾ら、これも説はいろいろありませうけれども、少なくとも電電公社が今採用されているような自己資本の投入の率と借入金の率、この辺のことはどういふふうにお考へでしようか。

○参考人(薄信一君) その点について、これ以上、これ以下という御意見をただいま申し上げるわけにはいかないのでありますけれども、はなはだ過大だと、こういうふうにお考へております。○森中守義君 はなはだ過大であるというところは、まあ結局その利益があるというところは、料金が低いというところ、従つてサービスの対価としての料金であるならば、これから設備投資をやる、サービスのことをやるということならば、今ほどの利益といふものはもう少しダウンしてくる、こういうことにはなるのでしよう。

○参考人(薄信一君) さようでございませう。これは先ほどから言われておりますように、激増の傾向にあるわけですから、むしろ上回る。そうなる、一体公共企業体には自己資本が幾ら、借入金幾ら、これも説はいろいろありませうけれども、少なくとも電電公社が今採用されているような自己資本の投入の率と借入金の率、この辺のことはどういふふうにお考へでしようか。

○参考人(薄信一君) その点について、これ以上、これ以下という御意見をただいま申し上げるわけにはいかないのでありますけれども、はなはだ過大だと、こういうふうにお考へております。○森中守義君 はなはだ過大であるというところは、まあ結局その利益があるというところは、料金が低いというところ、従つてサービスの対価としての料金であるならば、これから設備投資をやる、サービスのことをやるということならば、今ほどの利益といふものはもう少しダウンしてくる、こういうことにはなるのでしよう。

○参考人(薄信一君) さようでございませう。これは先ほどから言われておりますように、激増の傾向にあるわけですから、むしろ上回る。そうなる、一体公共企業体には自己資本が幾ら、借入金幾ら、これも説はいろいろありませうけれども、少なくとも電電公社が今採用されているような自己資本の投入の率と借入金の率、この辺のことはどういふふうにお考へでしようか。

○参考人(薄信一君) さようでございませう。これは先ほどから言われておりますように、激増の傾向にあるわけですから、むしろ上回る。そうなる、一体公共企業体には自己資本が幾ら、借入金幾ら、これも説はいろいろありませうけれども、少なくとも電電公社が今採用されているような自己資本の投入の率と借入金の率、この辺のことはどういふふうにお考へでしようか。

○参考人(薄信一君) その点について、これ以上、これ以下という御意見をただいま申し上げるわけにはいかないのでありますけれども、はなはだ過大だと、こういうふうにお考へております。○森中守義君 はなはだ過大であるというところは、まあ結局その利益があるというところは、料金が低いというところ、従つてサービスの対価としての料金であるならば、これから設備投資をやる、サービスのことをやるということならば、今ほどの利益といふものはもう少しダウンしてくる、こういうことにはなるのでしよう。

○参考人(薄信一君) さようでございませう。これは先ほどから言われておりますように、激増の傾向にあるわけですから、むしろ上回る。そうなる、一体公共企業体には自己資本が幾ら、借入金幾ら、これも説はいろいろありませうけれども、少なくとも電電公社が今採用されているような自己資本の投入の率と借入金の率、この辺のことはどういふふうにお考へでしようか。

○森中守義君 そうしますと、高橋先生には、今のことと全然相反する御意見でございますね。どういふふうにお考えでございますか。

○参考人(高橋龜吉君) これはつまり公共企業体というものを個々に離して考えるか、国全体として考えるかというところによって違ふところがある。というのは、電電公社が実際に安いのでは、国鉄の運賃率よりも実際は安いのでは、企業の性質が、ことに私どもはその辺はしろうとなんですけれども、特に電話関係の技術が非常な進歩をして、それによって、本来であれば相当コストが上がるべきものが安くいった、こういうことだと思ふのです。それでその設備がどんどんふえた、こういうことだと思ふのです。片一方は、世界的にいうと、鉄道や何かというものは斜陽産業、そこへ持ってきて今までは相当安い運賃であつた。そして電話はど技術革命ができていない、そういう状態でありながら、なおやはり建設が行なわれる、そして今のような赤字額、その他そういうものを相当やはり引き受けさせられておる。そういうことをやはりやる必要がある、こういう場合に、ある企業は、そういう不利な位置に置かれた企業に対して自己資金をはかと一緒に得るかどうかという問題です、国全体として考える場合には一定の限度があるということなんです。無限であれば、それはどつちもやつていいことだといふことになるでしょうが、おのずから限度がある。そういう場合には、片一方は与えられた限度において資金をまかなつてやらなければ

ならないので、だから借入金はどうしても多くなる、ますます不利になつてしまふ。金利負担があるからもちろん不利になつてしまふ。片一方は自己資金において相当まかなひ得るからいよいよ有利になつてくる、こういうことになるわけですね。それをどちらが、この借入金の方が多ければ、片一方は借入金が多ければ、片一方は下り得られるかどうか、こういう問題と関連させて考えていかうかという、もう一段高い全面的な視野からそれは判断すべきだ、こういうことになるかと思ふ。と同時に、もともと公共企業体として独立採算でやられたという趣旨からいいますと、その業績がよくなるという面に対して、ほかのと同じにする、そういう考え方では独立採算の意味がないと思ふのです。業績がいいから利益をとる、こういう考え方も必ずしも僕はそれはいいとは思へないのです。そういう意味においては、さつきこの従業員の立場からお話がありました、もう一つは、従業員の給料をもう少し上げろ、こういう見解も、その限りでは僕はわかるのですけれども、しかし、そういう考え方に徹していいかどうか、社会党もそういう考え方に徹していいのかどうか、労働組合もそういう考え方に徹していいのかどうか、みんな同じでなければいけないという議論にはできないのです。それが実際には僕は理想なんであつて、ソ連すらも結局それは失敗したわけなんです。そうすると企業の経営が、技術が発達したといふましたけれども、それを勇敢に取り入れるか取り入れないかという

ことは、やはりこれは企業首脳部の手胸なんですね。早く取り入れればいいじゃないか、それを有効に使つたか使わないか、そういうものに対して、その刺激になるものは、できるだけ全国の目標を達成しようという、それが便利になるということではなく、ほかの、そのでないのと同じように、何もみな同じにしろというのとはおかしな思ふのです。そういう意味において、公共企業体が同じであるといわれれば、賃金もみんな同じであるべきだ、給料もみんな同じにすべきだ、ほかのものとみな同じにすべきだといふことまでくると思ふのです。それでいいのかどうかといふことになるわけですね、一方から言つて、それと国全体の立場からいふと、資金面には限りがある。資金を運用するには限りがある。自分で都合できないものは、これはいい。都合できないものは借入金にたよる。それ以外に方法がない、こういうふうに思ふのです。

○森中守義君 大へん高橋先生進言が深くございまして、少し私の質問以外のことをお聞きしたわけですが、私はあがつた利益をそれを労働者に配分する、その配分をどうするかという、そこまで聞いていないのです。むしろ公共料金をどうするといふ問題をお尋ねしてはいるわけなんです。つまり、先ほども申し上げましたように、当然公共料金といふものは、何としても受益者負担なんだから、それには一定の限度がある。従つて、設備投資、借入金にしろ、これは私はいろいろ形はあると思ふ。今回の二千五百万ドル、約七十数億の外債をお出しになるのも一つの方法でしょうし、あるいは借入金、財政投融資あたりから持つてくることも一つの方法だし、要するに、公共事業であれば、低利、かつまた長期償還の借入金等が大いにこれは活用されてははかるべきだと思ひます。そこで公共料金、すなわち受益者負担といふのは、適当に押えておかないと、建設勘定に金がかかるから、それでどんな公共料金を上げていくと、こういう仕組みはちよつとまずいんじゃないかというふうなことを実はまあお尋ねしたわけですね。

○参考人(高橋龜吉君) その御意見にはさつきちよつと触れたと思ふのですが、すけれども、問題は電電公社、ほかの事業でもそうですが、公共事業として現在加入者の利益といふもの、それを中心にそこだけいいの。もう一つは、やはり未加入者が非常にあるので、すね、これにできるだけ普及させる必要がある。そういう未加入者の要求、あるいは非常な不便、それをできるだけやりはつたす必要がある、そういう面をあらわして考えるべきだといふ、そういう意味において使つたやつを利益でまかなうか、まかなわないかといふときに、単にその問題はかりじやないのだ、未加入者全体に普及するといふことが一つだ。それからもう一つは、建設費といつても、実際は現在の加入者のサービスの向上、施設の向上になるのです、電話の、そういうものも大体建設費の約六割を占めていふ、そういうものは幾らやつてもしかるべきじゃないか、こういう考え方ですね。それでそういうものが全部なくして借入金ができるかできないかが第一問題なんです。できれば私はあなたのおっしゃる通りなんです。それでいいと思ふのですよ。実際上それはできるかといふ問題がある。そういう建設費が安い利子で長期の借入金全体としてできるかできないかといふ問題なんです。で、できるといふ前提であれば、おっしゃることに僕は反して反対しないが、実際は非常に困難です。というのは、限られておるということですね。それから、そういうことを考えると、ある点までの利益をその方に持つていく、それでも今の電話料が他に比して高過ぎるというのであれば、これは問題であります、実際は高くないのだといふことでは、ただ科学技術の発達で実際コストは安くなつて下り得られるが、利益、利潤をなくしてまでも下り得られる余地があるかといふことなんです。そういうことを考えると、今利率を安くするといふだけが公共事業の使命かどうか、必ずしもそうでない、こういう考え方なんです。

○森中守義君 この問題は多少議論になるおそれがありますから……
次に、直接この法案と関係ありませんけれども、これから先の公社とあるいは相手方である組合との関係で、非常に大事なことであると思ふことですから、一つ、高橋先生と薄先生の御両氏からそれぞれ伺いたいと思ふのであります。

の内容を提示して、それで双方が了承し合うという協議態勢を私は必要とする、まあ意見としては思っておりです。で、これはまた、現在まで両者の間でなされてきたようですが、ただ問題の内容に入っていない、この境界までは管理運営に所属する、従って、事前協議の対象になる、ならないという議論も絶えず展開されておるようであります。もとより、それらの根拠を問いただして参りますと、現行法上における制約等もありますから、これは現行法を基礎にして考える場合には、両方にいろいろ言い分があると思えます。しかしお尋ねしたいのは、現行法を一応考えないで、純粹に事業の計画、そうして促進、こういうものの見方からする場合に、高橋先生、薄先生、おのおの、完全なる事前協議を必要とするのかしないのか、この辺一つ御所見を求めておきたいと思います。

○参考人(高橋亀吉君) これは私、必ずしも考え方がさういふふうに熟しているとは考えないのでありますが、これは一般論から言いますと、労働組合の態度、性格と非常に関連する問題だと、こういうことだと思ふのです。だから、その事業を盛り立てていくというのを中心にして考える、それを通じて従業員の位置の向上をはかっていく、そういう態度であれば、これは当然事前に十分の協議もし、また、やっただ方が経営者に対して有利で、それからやると思いますが、それでなしに違う立場でやる、それとは違った立場でやるのだと、こういうことになる、ある点それでやっていくのが当然だと、きめてしまったときにノーと言ったら動きが取れない。そういう不安があれ

ばなかなかそこまではないかと、こういうことだと思ふのです。今度の場合でも、私は交換手というふうな単純な機械的な仕事はできるだけ専ら人間の力から解放していくと、こういうのが当然人間としての希望だと思ふのです。しかしその過程においておっしゃるような問題が起こってくる、これは前向きに解決すべきなんであって、それが解決がでなければ、断固として合理化させないという、こういう態度ではおかしいと思ふのです。それはおかしいと思ふ。しかしながら、十分それを考えるべきであると同時に、労働の内容が今後だんだん向上して、労働のことはおっしゃる通りだと思ふのです。それに応じた賃金体系ができるべきだと、そういうふうに思ふのです。

よ。そういう場合にも実際の問題としては、そういう形の場合に合理的にいくべきのかいけないうのか、実際にいける、あちが上げたからこちらも上げろ、そういうことが実際に行なわれていられないか、そうすると均衡の問題が起こってくる。そうすると大蔵省その他が問題にしているというふうにおっしゃったように、僕らまた不都合だと思ふのですけれども、とにかく一方が均衡を出せば、それに備えざるを得ない、そういう問題が起こってくる。というわけで、問題はやるべきか、やるべきだということ、態度にやると思ふのです。両者、ことに労働組合が事業の発達を中心にして、それを通じて自己の位置を向上させていく、という建前なのか、ほかの政治的意図において組合運動をやっているのか、こういうことになる、そこまですべていいかどうか、うっかり経営権

ななかつたものを非常に問題にせざるを得なくなる。そういう問題にいくのではないかと、そういうふうに思ふのです。

○森中守義君 ちょっと薄先生お答えの前に、今高橋先生のお話を承っておりますと、たぶん労働組合に対する一つの定見といえましょうか、そういうものが、大へん言葉を返すようで悪いのですが、遺憾な角度でものを見ておられるのではないかと、そういう気持も私はあります。

そこで私がお尋ねしているのは、これはもう現行法の制約のない労働組合、ほんとうに労働組合法に定めてあるような、あるいは労働組合の本旨に沿ったというふうなそういうものの角度から事前協議はどうかと、こういうことですね。それで好ましい組合、好ましくない組合、すなわち、これならば相手にしようとか、しまいとかがいり、そういう既成概念の上に立たない純粹な考えとしてどうかというのです。

○参考人(高橋亀吉君) これは賛成です。私も戦後のドイツのように、両者経営をやるべきだと主張をしてきたのですけれども、実際はなかなかできなかった方なんです。それでそのできなかった理由は以上申し上げたような情勢だったのではありません。それでできなかったわけでは

な気が一方ではいたします。この点について多少考えなくちゃならない問題があるかと思ふのですが、こういう合理化は、一応全体の立場から申しまして、四十七年には計画にありますが、設備の拡充と申しますか、そういうものがで上がる。これについてとかくの批判を一応差し控えても、こういうような合理化が進められていきまう場合に、一体そこにおります労働者と申しますか、従業員は、これはもう至上命令である、もうどうすることもできない問題だと、どういふことが起るのか、これは全体のため、あるいは国民のため、あるいは日本経済のためにと申しますか、どういふことが起る、黙ってはいくちやならないというものはないと思ふます。私は労働者もこういう計画の、これは直接影響を受ける人々でありますからして、当然発言権はあつてしかるべきだ、こういうふうに考えます。そのために、あるいは現在計画されておりますような合理化計画がスピード・ダウンをいたしても、ある場合にはやむを得ないのじゃないか。労働者も発言する権利があるのだというふうに私は考えております。で、こういう合理化を一応全体としての展望で見えますという、先ほど及川さんの方から出ました労働条件の問題がございまして、これは実は相当深刻な問題があるのじゃないか。これは何も電信電話公社だけのことでないという説もあつたようでありまして、これは電話の自動化、自動即時化の問題をとつてみても、そういうことはないという説

明はございしますが、人がもうとにかくドラスティックに要らなくなる、こういう特徴を持つております。一方これはもう電信も同じだと思ふますが、一方保守労働者と申しますか、メインテナンス・ワーカー、この問題につきまして、設備がどんどん改良されていきまう。非常に昔とは違ひまして、つらい立場になつてくるわけですね。具体的なこまかいことは省略いたしますけれども、これはもう相当大きな影響を与えるものだと考えます。これについては要員数が減ることではないのだという御説明はありますけれども、やはりこういう現実を目の前にしております労働者が不安に陥るのは当然のことでありまして、これは知らぬということではとても済まされない問題であると私は考えております。まして、電話の交換手の場合には、自動式式になつております。そうしますと、その周辺から通つておりました交換員というものは遠い所へ行かなくちゃならぬ。解雇されるとか、あるいは退職をしなくちゃならぬとかいうことでなくても、場所を変えなければならぬ。一時半、二時間という所に通つていかなくちやならない、こういうことは当然考えられることなんでしょう。まして、必ず出て参ります。出ないという保証は全然ないわけでありまして、必ずさういふふうになつてくる。これは単に賃金の問題あるいは事業所内の労働時間の問題——これは若干の向上あるいは低下もしないということでありまして、これは大きなやはり労働問題である。労働条件にかかわる大きな問題であるというふうにこれは考えざるを得ないのであります。

○参考人(薄信一君) 大へんな勢いで電信電話の合理化が進められておるわけですね。これは私申し上げましたように、電信電話が発達してくれなければ困ると思ふのですが、それにしても相

○参考人(薄信一君) 大へんな勢いで電信電話の合理化が進められておるわけですね。これは私申し上げましたように、電信電話が発達してくれなければ困ると思ふのですが、それにしても相

○参考人(薄信一君) 大へんな勢いで電信電話の合理化が進められておるわけですね。これは私申し上げましたように、電信電話が発達してくれなければ困ると思ふのですが、それにしても相

○参考人(薄信一君) 大へんな勢いで電信電話の合理化が進められておるわけですね。これは私申し上げましたように、電信電話が発達してくれなければ困ると思ふのですが、それにしても相

そういうことを考えてみますというところ、私は合理化というものが非常にスピードを上げて進んで参ります場合に、労働者もやはり発言の機会が与えられなくてはならないし、また、発言する権利があるのだと、こういうふうな考えものである。

そこで、事前協議の問題でありますけれども、そういう観点から申しまして、事前協議という体制は、日本側の労働組合の中では全電通労働組合という組合が最も模範的だ、いろいろな意味で模範的だという言葉が使われるのですけれども、一応安定した運営の経験を持っておりまして、こういうことではあります。この制度は今後ますます重要視されて、拡充、発展、それこそ拡充、発展していくべき問題だと考えております。ただ、先ほど御質問にございましたように、何を一体協議するのか、これはやはり当面は、さしあつての問題としましては、設備計画、建設計画の問題にやはりしぼられてくるかと思ひますけれども、やはりそれ以上に広げていろいろな問題があると思ひます。労働条件にやはり将来は関係してくる問題であると思ひますから、そういう問題も含めてやはり討議されるべきじゃないか。

管理運営権の問題、これは現行法を一応離れてというお話でございましたけれども、管理運営権——労働者に基本的にはひつかかってくるような問題の一番大事なところでこの管理運営権という問題が出て参りますと、これはもう協議をしようにも仕方がないという事になって参ります。現行法にやはり問題があるのじゃないか。一方、

昭和三十六年六月九日印刷

昭和三十六年六月十日発行

べきであるし、そういうことがほんとうに労使で腹を割って話し合える、そういう機会が作られるためには、現行法にやはり問題が出て参ると思ひます。

○森中中義君 最後に、法案の最終的な御意見を伺ねておきたいと思ひますが、それぞれ四名の皆さんから冒頭に御意見を述べられました、あらかじめ理解をいたしました。しかし、私もこれからのいよいよ審議に入っていくわけでございます、はたして、今回の改正案が世論の絶対的な必要性を求めているかどうか。それと、もう一つは、公社の運営上どうしてもこういう措置が絶対に必要なものであるかどうか、もとより法案の内容からいいますと、来年の四月一日からの実施になつていくわけでありまして、従つていろいろ準備等の関係もあるという公社当局の御説明でございますが、今国会でどうしても成立をさせなければならぬ内容の法案であるかどうか、このことを一つそれぞれのお立場から、もう一度大へんだめを押すように恐縮でございますが、お聞かせを願ひたい。

○参考人(高橋龜吉君) 私は私の口述の中にも申しましたように、全体の電話の普及をできるだけ早くやる、そしてサービスを上げていく、そういうことのために、この料金体系のもとで計画を進めるか、依然として従来の体系のもとで計画を進めるか、そのいかにというところが将来に重大な影響を及ぼすというふうに思つております。そして実際にいましては、体系を變えるというところは、従つて、できるだけ早く、今までの方針ではなしに、違った新たな、自動化を中心とした料金体系、従つてそれに即した方針というものは、いろいろやり方やなんかみんな違つてくる、その新しい方針のもとにどんな工事を進めていかないと大へんなむだが起こつてくる。そういうふうに思ひますので、速急にきめるべき問題だと、そういうふうに思ひます。

○参考人(薄田一君) 私は、いろいろな問題がございますけれども、特に料金水準の問題、そういう基本的な問題を一応差しおいた形で、こういう体系の問題、特に電話の拡充を——特に電話でございますが、拡充を進める立場の、いわゆる経営的な立場があまりにも先走り過ぎていくのじゃないかという感想を持つていくわけでありまして、もう少し時間をかけて慎重に審議していただきたい、こう思ふわけでありまして。

○参考人(阪本健彦君) 私は、現在の時期におきましては、その改革を実行されませんと、先に行けば行くほど困難になる。実行するのであれば、一日も早く実行されることが必要だと思ひます。そういう意味で、できるだけ早く本案の検討にかかられることが、いろいろな面から考えて必要だと思ひます。

○参考人(及川一夫君) 私の立場からは、一点として、やはり労働条件の問題に関連する大きな問題でありますから、労使双方で相当いわけ団体交渉をしなければならぬ問題があるというところをまず前提にして、法案の中身の問題については、実は私もある意味では責任があるかと思ひますけれども、電信電話事業そのものが、必ずしも国民一般大衆の中にはんとうの意味で

の大衆化をされていない。むしろ現状は電話がつけられない、つけようにもつけられないということに一つの大きなベールがあつて、その中で電信電話事業の問題点というものが明らかにされないのが今日の状況ではないか、こういうふうに考えますと、問題を隠したまま強行するということは、きわめて問題があるというふうに考えます。従つて、内容的には、料金水準の問題や、あるいはまた自動化をすることによって、度々料金でも従来より高くなるという問題、そのことを中心にして、地域的には相当の問題が起きているという現状を考慮して、私どもの立場としては、ここで強行すると、これは、きわめて問題があるのではないかと、従つて時間を置いてさらに国会で審議をさせるべきではないかという意見であります。

○森中中義君 どうもありがとうございます。

○委員長(鈴木泰一君) ほかに御発言もなければ、以上をもって参考人に対する質疑を終ります。

本日は、参考人の方々におかれましては、御多忙のところ、御遠路わざわざ御足労をわすれず上になし、非常に長時間にわたつて委員会のために貴重な御意見を御開陳いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。本委員会といたしまして、本案の審議の上非常に参考になったことと存じおります。委員一同を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。とうもありがとうございます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局